

(第一類 第九號)

衆議院第八十四回国会商工委員会

昭和五十三年四月十六日(火曜日)

卷之三

委員長  
野呂恭一君

理事 中島源太郎君

卷之三

新編 田舎者

鹿野道彦

藏內修治君

田中六助君

中西啓介君

西銕順治君

卷之三

後藤  
茂君

渋沢  
利久君

武部文君

增田  
武子君

一  
二  
三

通志

通志

官

通商産業大

通商産業大

房審議官

房道審議官

通商産業大

通商産業省  
公害局長

<p>○野呂委員長　これより会議を開きます。</p> <p>内閣提出、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律案(内閣提出第三九号)の適正化に関する法律案を議題といたします。</p> <p>質疑の申し出がありますので、順次これを許します。板川正吾君。</p> <p>○板川委員 私は、時間の関係もありまして液化石油ガス事故に関して、問題を被害者の救済にばつて質問いたしたいと思います。</p> <p>〔委員長退席、山下(徳)委員長代理着席〕</p> <p>まず伺いますが、液化石油ガス保安法が制定された四十二年から今日まで約十年間、この間に零要は二・五倍になつたのに対しまして事故の発生率が三倍になつておる、しかも大型化しておる。政府が法律を制定して事故防止に乗り出したしかわらず、逆に事故が増加しているといふのは体どうしたことなのか。法の不備といふことをきるのでないかという意味で伺いたいと思います。</p> <p>○左近政府委員 LPGガス法が成立して以来たちまして、御指摘のとおり事故件数は消費量の増大よりも上回つて増加しておるという現状でござります。その原因はいろいろあるうと思ひますが、一つは、ガスの消費形態が従来の単にころなどを使うだけでなく、大量消費に向かつてしまつたということ、それから、消費地域が広がつて、しかも取扱者が主婦その他でなく、たゞ消費者の使用状況が多様化してきたといふこと、事故の増大した理由であろうといふように推測しております。</p>	<p>委員外の出席者</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>文部省初等中等教育局職業教育課長</td> <td>河野 石根君</td> </tr> <tr> <td>消防庁危険物規制課長</td> <td>小池 次雄君</td> </tr> <tr> <td>商工委員会調査室長</td> <td>藤沼 六郎君</td> </tr> </tbody> </table> <p>（第三二四二号）</p> <p>同外一件(藤本孝雄君紹介)(第三三四四三号)</p> <p>消費者のための流通政策実現に関する請願(中馬弘毅君紹介)(第三二〇〇号)</p> <p>中小企業の経営安定等に関する請願(北側義一君紹介)(第三二二三号)</p> <p>同(瀬野栄次郎君紹介)(第三三一七六号)</p> <p>流通法規緩和に関する請願(中尾栄一君紹介)(第三三二二号)</p> <p>同外二件(藤本孝雄君紹介)(第三三四四五号)</p> <p>同外二件(藤本孝雄君紹介)(第三三四四五号)</p> <p>本委員会に付託された。</p> <p>（第三三二二号）</p> <p>同日の会議に付した案件</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律案の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)</p> <p>石油開発公団法及び石炭及び石油対策特別会計</p>	文部省初等中等教育局職業教育課長	河野 石根君	消防庁危険物規制課長	小池 次雄君	商工委員会調査室長	藤沼 六郎君
文部省初等中等教育局職業教育課長	河野 石根君						
消防庁危険物規制課長	小池 次雄君						
商工委員会調査室長	藤沼 六郎君						

○板川委員 消費の手段といいますか、やり方が多様化したということは、社会的な経済の発展といいましょうか、生活水準の向上ということから言えば、当然これは予想しなくちゃならないことじゃないですか。それに対応する措置が十分でなかつたということが言えるんじゃないかと私は思っています。

以下、それを明らかにしてまいりますが、最近一年間の事故の発生の状況、事故の責任別あるいは事故の形態、どういう発生状況であるか、その内容について説明を願いたい。

○左近政府委員 事故の発生が年度によって若干むらがございますので、四十九年から五十一年の三カ年の平均をとって調べてみました。それによりますと、一番多いのが、消費者の方が取扱上もう少しうまくなつたら防げたいわゆる消費者ミスが三百八十一件、それから業者のミスというのが六十四件、原因不明あるいはその他――その他の中には器具が悪かったというようなものも入るわけですが、これが九十五件ということになりますと、合計では五百四十件ということになつております。

○板川委員 この事故の内容を分類しますと、いまお話がありましたが、消費者のミス、消費者の誤操作と言われるものが圧倒的に多い。四十二年当時は全体の五〇%であったものが五十一年には全体の七五%を占めている。非常に激増しているわけですが、そこで伺いたいのは、誤操作、ミスという内容はどのようなものなのか、それからだれが誤操作ということを調査して決定するのか、激増しておる原因はどこにあるのか、この点について御説明願いたい。

○左近政府委員 誤操作の内容でございますが、統計上分類されておりますものといたしましては、遊びコックの誤操作ということになつております

ます。要するに、二またに分かれておつて、片方は燃焼器につながつておるが片方はどこにもつながつてないというのを、燃焼器につながつておる方をあけるべきなのを反対側のコックをあけるというようなことでござります。第二点としましては、点火ミスや未確認ということで、点火をしないままにガスを出してしまつたというようなことでござります。それから、元栓とか器具栓の閉め忘れ、あるいは十分に閉めていない、不完全閉止というような点がございます。それから第四点といたしましては、ゴムホースが古くなつておるにもかかわらず取りかえいなかつたというようなこと、第五点といたしましては、器具の取り扱いのあなれといふようなものがございます。以上のようないふる者による誤操作ということで統計上分類しております。

それから、誤操作というのをどう判定するかということございますが、事故が発生した場合には警察とか消防が事故調査をいたしますが、さらに都道府県の職員も必要に応じて事故調査をやつております。そういう消防、警察あるいは府県の職員とくらうもののがそこで判定して原因を決めておるといふことがあります。

それから、なぜ最近こういうものが多くなつてきたかとくらうことでございますが、これは先ほど申し上げましたように、器具がいろんなものが出てきたということです。そのため、器具が多様化したといふことで、そこにまた操作のミスの起くる可能性がふえたということではなかろうかと思ひます。

○板川委員 誤操作の内容については、いろいろとあるといふことがあります。

○左近政府委員 事故発生の直接原因は、まさに消費者の方の操作のミスということになるわけですが、消費者というのはガスの特性、

取り扱いについてそれほど専門家ではございませんから、操作について誤操作をしやすい傾向にあることを確認しないで点火しないままにガスを出してしまつたというようなことを周知徹底をする必要があると思ひますし、器具の製作も、消費者が誤操作しやすいような器具をつくらない、さらには若干誤操作をやつても安全になるような器具を考えるというふうな責任があるうかと思ひます。したがいまして、事故の直接責任ということではございませんけれども、消費者というものが非常に多様な人であるということから考えまして、販売業者それから器具の製造業者は、事故の絶滅、つまり誤操作が出ないような注意を今後十分払つていく必要があるうかということを考えております。

○板川委員 私は、誤操作ということで販売業者が責任を回避しているということについて、いさきが疑問を感じているものであります。販売業者はLPGとくらう高圧で危険な物品を取り扱つておる。そのため、資格がなければ取り扱いができないといふことに法律で決められておる。しかもこの危険な高圧ガスを売つて利益を得ているわけでありますから、消費者に対して、安全に取り扱うに必要な知識を周知させる社会的義務があると思います。それは従来の法律に周知義務はなかったということでありますが、法律に規定されているか否かは別としましても、社会通念として、危険な物を販売している以上はその操作について十分周知させる義務があると私は思います。また、液化石油ガス保安法で、御承知のように安全を確認するための調査義務が課されておりますが、從来この安全の周知方法や調査義務をどうやって履行しておつたのか、從来やつておつた状況について説明を願ひます。

○左近政府委員 現行法の調査義務は、内容は若干と接続するところが安全かどうかという外観を出しまつたといふことがあります。第二点としましては、年に一回以上やるというのを周知徹底をすると、それがどの程度の実績があるのか、各県ごとにひとつ明らかにしてもらいたいと思う。

○左近政府委員 周知義務が完全にプロパン業者、販売業者で一体行われおりましたか。それで、その行っていたかどうかは、どこでどういう方法で確認をできまつか。要するに、義務は課していただけれども、それが実際に行われておるかを確認する方の家へ取りつけに行くときに調べるわけでござりますが、消費者といふものはガスの特性、

これが全然ないんぢやないんですか。どういう方法でその調査義務を政府は確認しておつたのか、お答えを願ひます。

○左近政府委員 現行法の調査義務は、内容は先ほど申し上げたとおりでござりますが、それがどのように履行されおつたか、そしてまたその確認の方法は何かとくらうことでござります。確認につきましては、県の職員が立入検査をいたしましたが、実は一昨年から昨年にかけて一年間、審議会で、この高圧ガスのことについては帳簿その他をつけて調査をやるということに相なつておりますので、それを確認するわけでございました。その過程においても、現行調査義務が課せられておるけれども、それが必ずしも十分に行われていないじやないかという議論がやはりございました。したがいまして、今回の法改正では、それをより厳密にするということにいたしましたが、それをより厳密にするということにいたしました。過去においては立入検査その他のやりなきやいけないといふのが審議会等での関係者の声であったといふことでござります。

○板川委員 県が立入検査をするようになつておる、調査義務をどのように果たしたかといふことについては、県の立入検査によつてフォロー・アップをするということになつておるわけであります。

○左近政府委員 県の立入検査につきましては、法律上、液化石油ガス検査員という人を任命することになつております。その検査員が立入検査をやるということになつておりますが、県全体で現在二百六十六名あります。それで立入検査の実績でございますが、昭和五十一年度においては、販売業者に立ち入りた件数は、全国で一万三千百

四十一件というのが報告を受けておる件数でござります。

○板川委員 立入検査をやつた結果、どういう点に事前にミスがあることが発見されて、どのような措置をとったという実績はありませんか。

○左近政府委員 いま調べますので、しばらくお待ち願いたいと思います。

○板川委員 では、それは後で答弁願うことにし、販売業者の50%が保安センターに委託をしているということですが、一体この保安センターというのはどのような運営をされているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○左近政府委員 保安センターにつきましては、従来自然発生的にでききたものでございますので、形についてはいろいろございます。大体全国に五百ぐらいのセンターがあるわけでございますが、これについては、沿革的には、やはり零細な事業者がいわば協同組合的に業界の人が集まつてやっていくというようなものもございます。あると関係のない人がやっているものもございます。あるいは、保安センターというものが委託を受けてやらなければいいということでございますので、販売業者と関係のない人がやっているものもございます。

それからまた、県がやはり販売業者対策として、この調査を一括してやられた方がより正確にできるという判断から援助してつくらしたという例もございます。したがいまして、現在では大分種類がまちまちでございますが、組織の形で申しますと、大体会社組織が二〇%、協同組合組織が二九%、任意団体が三三%、それから公益法人、社団法人でございますが、一一%というようなものが大きい形態でございます。

○板川委員 保安センターというのが業者にかわって調査業務を行つてゐるわけであります、保安センター一店当たり調査の世帯数とか、あるいは検査要員一人当たりどの程度の調査世帯数を持っているのか、調査の結果についてどのような措置をとっているのか、それから調査料とか収支状況というのは一体どのくらいになつておるのか、こういう点わかりますか。

○左近政府委員 現在調査の結果わかつてゐるものをお申し上げますと、保安センターといたしまして、大体調査員二人が一組になつて調査するわけでございますが、一日どの程度の調査をしておりますかといいますと、大体十一戸から十五戸といふのを調査しているというのが一番多くございまして、そのほか十六戸から二十戸、あるいは二十七戸から二十五戸というふうな範囲が多いといふところでござります。

それから、販売店との程度契約をしておるかということでございますが、大体一番多いのは十から二十、那次が二十一から三十、要するに十店から三十店ぐらいあるいはもう少し多くて四十店ぐらいまでの販売店と契約してやっているというのか多くございます。それからまた、少し規模が大きくなりますと、五十から百ぐらいのもの、もりあい多いということに相なつております。

それから、これは販売店との契約の数値でございますが、今度は受託の消費者、消費者をどのくらい相手にしておるかという数値がございますが、これで見ますと、一番多いのが一万軒から二万軒という程度が一番多い。これは全体の三〇%ぐらいがそなつております。それから次に多いのは五千軒から一万軒、那次が二万軒から四万軒ということございますので、大体五千軒から八万軒ぐらゐの消費者を相手にするものが全体の八〇%近くになつております。

それから、経理状況でございますが、過去一年間をとつてみると、やや黒字といふのが四九%ですから、収支とんとんからちょっといいといふのが半分近く。それから赤字といふのが四二%という数値が上がつております。

それからもう一つは、カロリーが高いものでござりますから、燃焼するときに消費する空気量が多いということから、換気を十分にいたしませんといわゆる不完全燃焼を生ずる、そこで事故が起きやすいというプロパンガスの特性が、都市ガスよりも十分注意を要するといふ点が多いといふが一点でございます。

それからもう一つは、カロリーが高いものでござりますから、燃焼するときに消費する空気量が多いということから、換気を十分にいたしませんといわゆる不完全燃焼を生ずる、そこで事故が起きやすいといふプロパンガスの特性が、都市ガスよりも石油液化ガスの方が危険率が高い、それからカロリーが高いこととで、都市ガスよりも危険性が多いということです。そうであるならば、都市ガスよりももつと保安対策とそういうのに金も使い、責任を感じなくちゃならないということになるのじゃないですか。

○板川委員 こういうことでござりますが、私は、販売店においてはそれはど大きなウエートでわれわれ考えますと、その調査手数料といふものは、販売店においてはそれはど大きなウエートになっていないのじゃないかというよう考へております。

その事故発生率が三・三倍も多い。ですから、約三倍多いと言つてもいいと思いますが、都市ガスはLPガスに対して事故率が非常に少ない理由は何かということを考えたことがございますか。

○左近政府委員 都市ガスに比較してプロパンガスの事故が多い原因の一一番大きいのは、ガスの特性が都市ガスと違うという点だらうと思ひます。がいまして、LPガスは漏れますと下に滯留をする、そのことが、なかなかガスが出ていかないあるいは消費者が下にたまつておつて気づかないというようなことからミスが起りやすいといふのが一点でございます。

それからもう一つは、カロリーが高いものでござりますから、燃焼するときに消費する空気量が多いということから、換気を十分にいたしませんといわゆる不完全燃焼を生ずる、そこで事故が起きやすいといふプロパンガスの特性が、都市ガスよりも石油液化ガスの方が危険率が高い、それからカロリーが高いこととで、都市ガスよりも危険性が多いということです。そうであるならば、都市ガスよりももつと保安対策とそういうのに金も使い、責任を感じなくちゃならないということになるのじゃないですか。

○板川委員 私調べてみましたら、めんどうだから、時間の関係でこっちの方で言いますけれども、たとえば東京瓦斯は五十一年度の決算でどのくらい保安経費を決算しているかということを伺つてみましたら、一万三千人の全従業員のうちで二千五百人、約二〇%が保安要員であります。巡回検査や定期検査、こういうものを完遂するためにそういう人ばかりであります。液化石油ガスと都市ガスとを比較してみますと、液化石油ガスは都市ガスに対して世帯数では三〇%多いわけです。千四百五六十件、都市ガスの場合には年間五百四十件、都市ガスの場合には百六十七件で、この辺が一番多いということでございます。

こういうように、都市ガスの場合には社会的責任

を痛感して、保安要員、保安経費というものをたくさん支出をしながら事故防止に努力しておるわけですね。

たとえば周知義務などでも、都市ガスはLPGガスより危険性が少ないにかかわらず、毎年一回印刷物を配つたり、あるいはテレビ、新聞等で保安知識というのを普及しておる。調査義務について報告を届け出させておる。周知徹底、安全調査の責任の明確化が都市ガスの事故を少なくしておるのじやないだらうか。だから、LPGガスは都市ガスより危険であるという認識に立つならば、都市ガスよりももっと厳しく保安対策というのを出さなければならぬのじやないですか。そういう点が欠けておるのじやないだらうかと私は思うのです。

今回、改正で知事の認定を受けた認定調査機関が創設をされます。調査の結果のチェックを相変わらずしないですね。今度の認定調査機関は調査した結果を報告しない、チェックしないという方式になつておるじやないですか、違いますか。

○左近政府委員 認定調査機関につきましては、どういう調査をやるかという業務規程を定めることが出来ます。今までして、その業務規程の認可を受けるといふことでござります。したがいまして、業務規程の内容に、十分調査が行き届くような内容を都道府県が認可という行為でチェックするという形になつております。

○板川委員 危険性がLPGガスより少ないと、都市ガスには調査結果を届け出させておるのに、危険性のさらに多いLPGガスになぜ調査結果を報告させるような措置をしないのですか。

○左近政府委員 いま私の御説明が少し足りませんでしたが、業務規程の中についても、先生おっしゃるような定期的な報告義務といふものを入れようということで現在検討しております。したがいまして、業務規程の内容として定期的に報告するということが決まりましてそれを認可を受ければ、

ば、定期的な報告ということが当然なされるということにならうかと思います。

それを織り込む、こういうことですか。それは調査機関が全部認定調査機関でなければならないと知識と、いうのを普及しておる。調査義務について報告を届け出させておる。周知徹底、安全調査の責任の明確化が都市ガスの事故を少なくしておるのじやないだらうか。だから、LPGガスは都市ガスより危険であるという認識に立つならば、都市ガスよりももっと厳しく保安対策というのを出さなければならぬのじやないですか。そういう点が欠けておるのじやないだらうかと私は思うのです。

今回、改正で知事の認定を受けた認定調査機関が創設をされます。調査の結果のチェックを相変わらずしないですね。今度の認定調査機関は調査した結果を報告しない、チェックしないという方式になつておるじやないですか、違いますか。

○左近政府委員 認定調査機関につきましては、どういう調査をやるかという業務規程を定めることが出来ます。今までして、その業務規程の認可を受けるといふことでござります。したがいまして、業務規程の内容に、十分調査が行き届くような内容を都道府県が認可といふ行為でチェックするという形になつております。

○板川委員 危険性がLPGガスより少ないと、都市ガスには調査結果を届け出させておるのに、危険性のさらに多いLPGガスになぜ調査結果を報告させるような措置をしないのですか。

○左近政府委員 いま私の御説明が少し足りませんでしたが、業務規程の中についても、先生おっしゃるような定期的な報告義務といふものを入れようということで現在検討しております。したがいまして、業務規程の内容として定期的に報告する

が三倍も多い、こうしたことになるんじやないんですか。だから私は、この任意の保安センターに任したのも報告を求めるような措置を講ずる必要があると思いますが、いかがですか。

○左近政府委員 ただいまその報告を求めることが求めないことではなくて、任意のガス保安センター、これも併存するのでしよう。そうしますと、民営のしかも任意の団体である保安センターには報告を求めないのですか、これはどうですか。

○板川委員 この調査義務というのは、本来法律上は販売店にかかるべきであります。認定を受けた認定調査機関に依託する場合に限つて販売業者の調査義務が免除されまして、その義務は認定調査機関が負うことになりますが、いまお話をありました任意の調査機関においては、販売業者の調査義務が免除されません。したがいまして、これについては、つまり販売業者が調査する手足となつて代行するという形にすぎないという

こととござりますので、これについては販売業者から報告をとるという形にならうかと思ひます。

○板川委員 それをしてくださいよ。そうでなければ、法律をつくつたてやはり事故は減りますよ。そういう起つてから責任を負えばいいというもののじやなくて、起こらないように予防するためには調査が必要なんだ。その調査結果をチェックしなければやり放しになつて、結局個々の販売業者なんというのは社会的責任をそれほど感じないことになつておるようではありますから、そういう認定調査機関以外のものを使って調査するものについては、やはり今後調査の実施を定期的に報告さすようにいま検討中でございます。

○板川委員 どうもその点が理解できませんね。都市ガスの場合には省令で報告をさせるんでありますよ。今度は、それは責任は販売業者にありますよ。だけれども、責任があるからといって、それは事故が起つたら責任を負えまいといふものじやないのですよ。事故を予防する責任がありますよ。

だから、保安センターに任せても、それはあるいは認定調査機関に任せてもいいけれども、しかし、調査した結果をチェックしなければ結局やりつ放つたまゝにならぬといふのが大きいものでございます。

○板川委員 結局、そういうようなこともあって周知が徹底しないで事故が起つれば、それは消費者が設備の調査義務、それから調査をした結果問題があれば相手に通知するという、その調査義務及び通知義務の違反というものが三八%でございます。

○板川委員 それから、先ほど申しました供給開始時に書面を交付するという義務違反が一二%。それから販売の方法の基準違反が一一%。それから販売施設の基準違反が八%というふうなものが大きいものでございます。

○板川委員 結局、そういうようなこともあって周知が徹底しないで事故が起つれば、それは消費者ミスと言わわれて処理されておったと思うんですね。だから私は、従来の事故の中で単なる消費者ミスという中には、そういう意味で業者の責任と消費者ミスと言わわれて処理されておったと思うんですね。だから私は、従来の事故の中で単なる消費者ミスだということで問題だと思ひます。

○左近政府委員 確かに、消費者ミスによる事故のはどういう状況でありますか。

○左近政府委員 消費者ミスによります事故によ

るが、定期的な報告ということが当然なされるといふことにならうかと思います。

○板川委員 それをしてくださいよ。そうでなければ、法律をつくつたてやはり事故は減りますよ。そういう起つてから責任を負えばいいというもののじやなくて、起こらないように予防するためには調査が必要なんだ。その調査結果をチェックしなければやり放しになつて、結局個々の販売業者なんというのは社会的責任をそれほど感じないことになつておるようではありますから、そういう認定調査機関以外のものを使って調査するものについては、やはり今後調査の実施を定期的に報告さすようにいま検討中でございます。

○板川委員 どうもその点が理解できませんね。都市ガスの場合には省令で報告をさせるんでありますよ。今度は、それは責任は販売業者にありますよ。だけれども、責任があるからといって、それは事故が起つたら責任を負えまいといふものじやないのですよ。事故を予防する責任がありますよ。

だから、保安センターに任せても、それはあるいは認定調査機関に任せてもいいけれども、しかし、調査した結果をチェックしなければ結局やりつ放つたまゝにならぬといふのが大きいものでございます。

○板川委員 結局、そういうようなこともあって周知が徹底しないで事故が起つれば、それは消費者が設備の調査義務、それから調査をした結果問題があれば相手に通知するという、その調査義務及び通知義務の違反というものが三八%でございます。

○板川委員 それから、先ほど申しました供給開始時に書面を交付するという義務違反が一二%。それから販売の方法の基準違反が一一%。それから販売施設の基準違反が八%というふうなものが大きいものでございます。

○板川委員 結局、そういうようなこともあって周知が徹底しないで事故が起つれば、それは消費者ミスと言わわれて処理されておったと思うんですね。だから私は、従来の事故の中で単なる消費者ミスだということで問題だと思ひます。

○左近政府委員 確かに、消費者ミスによる事故のはどういう状況でありますか。

○左近政府委員 消費者ミスによります事故によ

るといふことを十分やつておりますならば、消費者が取り扱いについて十分知識を得て、防ぎ得た事故もあるうかと思います。ただ、事故発生をいたしまして、府県あるいは警察あるいは消防と、いろいろなものが事故を調査いたしますと、その事故の少なくとも直接原因は、消費者の取り扱いが不十分であったということに相なつておるわけだと思います。したがいまして、今後の対策といつて検討中でございますが、この検討の結果やるということになりますれば、これは省令で報告義務を書くということに相なるかと思ひます。

○板川委員 それをやってくださいよ。そうでなければ、法律をつくつたてやはり事故は減りますよ。そういう起つてから責任を負えばいいというもののじやなくて、起こらないように予防するためには調査が必要なんだ。その調査結果をチェックしなければやり放しになつて、結局個々の販売業者なんというのは社会的責任をそれほど感じないことになつておるようではありますから、そういう認定調査機関以外のものを使って調査するものについては、やはり今後調査の実施を定期的に報告さすようにいま検討中でございます。

○板川委員 どうもその点が理解できませんね。都市ガスの場合には省令で報告をさせるんでありますよ。今度は、それは責任は販売業者にありますよ。だけれども、責任があるからといって、それは事故が起つたら責任を負えまいといふものじやないのですよ。事故を予防する責任がありますよ。

だから、保安センターに任せても、それはあるいは認定調査機関に任せてもいいけれども、しかし、調査した結果をチェックしなければ結局やりつ放つたまゝにならぬといふのが大きいものでございます。

○板川委員 結局、そういうようなこともあって周知が徹底しないで事故が起つれば、それは消費者が設備の調査義務、それから調査をした結果問題があれば相手に通知するという、その調査義務及び通知義務の違反というものが三八%でございます。

○板川委員 それから、先ほど申しました供給開始時に書面を交付するという義務違反が一二%。それから販売の方法の基準違反が一一%。それから販売施設の基準違反が八%というふうなものが大きいものでございます。

○板川委員 結局、そういうようなこともあって周知が徹底しないで事故が起つれば、それは消費者ミスと言わわれて処理されておったと思うんですね。だから私は、従来の事故の中で単なる消費者ミスだということで問題だと思ひます。

○左近政府委員 確かに、消費者ミスによる事故のはどういう状況でありますか。

○左近政府委員 消費者ミスによります事故によ

りまして第三者が被害を受けた、それに対する救済はどうかということでござりますが、これにつきましては、消費者が保険等を掛けておりまして、あるいは第三者が消費者に損害賠償を請求して取れる場合というふうな、通常の法手続で解決のできるものは解決が可能でございますけれども、残念ながら、現在はそういう通常の解決のできるもの以外の救済方法というものはございません。これは先ほど申しました審議会でやはりこれは何とかすべきであるということことで、現在そういう消費者ミスによる第三者被害といふものに対する対策を種々検討中でございます。

○板川委員 消費者ミスといふものに対してはいまの制度では救済の方法は全くない、原因不明と

いうときには五万円程度の見舞い金を出します。こういうことですが、今度原因不明の場合に見舞い金を十倍程度まで出すようになるとかいうことになりますかどうか、その点ちょっとお伺いいたします。

○左近政府委員 原因不明の事故につきましては、L.P.ガス販売業者が入っておりますしL.P.ガス業者賠償責任保険の特約がございまして、慣習上

の見舞い金といふものが支払われる様になつておりますが、この額が現在一事故見舞い金として五万円となっております。現在の経済状態、社会状態から考えますと、この金額は非常に過小であるというふうにわれわれも考えております。したがいまして、これを何とか大きくしようということが現在検討しておりますが、現在の検討の目標と申しますか、現在の制度のままでやれるとしたらどうだろかということでおえておるのは、五

十万円ないし百万円といふものを考えておるわけでございます。

○板川委員 これは前に私が政府に検討を要請し

た課題でありますが、この五十万ないし百万とい

う程度では私は不十分な感じがいたしますが、そ

こで、考え方として、消費者ミスの中で消費者がみ

ずから損害をこうむつたことは、これは自己責任

ですからやむを得ない、しかし、第三者の被害は何らかの方法で救済すべきではないかと思いま

す。

時間があまりませんから、私の方から資料で申し

上げますが、消費者ミスあるいは原因不明、こう

いうことによって第三者が被害をこうむつた事件

は五十一年度で全体の八%、四十三件、死者が四

名、七%、負傷者が百三十名、二二%、こういう

割合を示しておりますが、この第三者に対する被

害を業者の責任として処理した場合に、一体どの

くらいの支出を必要といたしますか。

○左近政府委員 まあどの程度の金額を出すかと

いうことにもよりますが、仮に死者に一千万円、

それから負傷者については負傷の程度がいろいろ

ございますが、平均五十万円というふうにいたし

ますと、大体一億五百萬円程度の金額が先ほど

事実の態様ではかかるといふように考えておま

す。

○板川委員 業者責任として処理した場合に、年

間一億ちょっと超える程度で救済でけるのです

ね。だから私は、この第三者に対する責任は

程度の救済措置が必要じゃないかと思うのです。

そこで伺いますが、業者賠償責任保険の収支状

況について、五十一年度で結構ですが、お伺いを

いたします。

○左近政府委員 五十一年度の業者賠償責任保険

の収支状況でございますが、保険料の収入が五億

九千四百万円、支払い額は二億四千五百萬円、し

たがいまして、差額が三億四千九百万円といふこ

とに相なつております。

○板川委員 五十一年度で保険料で約六億収入が

入り、そして業者賠償保険で支払ったものが約二

億五千、差し引き三億五千万が一応黒字になり

ますね。仮に共済事業団に支払う手数料保険料

の約二〇%を支払ったとしたしまして、これが約

一億一千八百万、残り二億三千九百万ほどが実は黒字

になります。保険料の三八・八%ですか、保険料

に對して四〇%弱が黒字になりますね、私の計算

によると。現在販売業者が年間一店当たり一万三

千円の保険料を払い、消費者の負担とすれば一世

帶当たり年間三十円支払つておるということで、

約六億の保険料が支払われておるということにな

るわけですね。

こんなに黒字があるのに、消費者ミスによる第

三者被害、こういうものもこの保険会計の中から

もつと救済するような方法をとるべきじゃないだ

ろうか。都市ガスよりももつと危険な品物を販売

しておる液化石油ガス販売業者、そして都市ガス

よりも安全経費を使つてない販売業者、これは

当然の社会的責任で、消費者が自分のミスで起こ

した自分の被害はやむを得ないとしても、第三者

に対する責任はやむを得ないとしても、第三者

に対する責任

に入つていればいいと言いますが、一家の柱になつておる人は生命保険に入つてあるかもしません。しかし、その子供などは生命保険になかなか入つておりますよ。だから、そういう人たちが消費者ミスによる第三者として被害を受けた場合に、従来のように、これは消費者のミスだから全然構わないということでは社会不安をなくすわけにいかないのじゃないでしょうか。

だから、私は、消費者のミスによる第三者の被害というのを何らかの形で救済する手段を早急に講ずべきだ、こう思います。先ほど言いましたように、その費用は業者責任として支払ったとしても一年間一億そこそこでしよう。そして一方、保険料を上げなくとも二億三千万も黒字を出しているのでしょう。それならば、業者責任保険の中に、保険の業務方法書を変えるかどうか知りません、方法は問いませんが、何らかの形でこれを救済するには、販売業者、消費者とも責任がある、私はこう思います。いま保険とか基金とかいろいろのことに対する策を考えると言いますが、一体いつまでにその結論を出すつもりですか。

○左近政府委員 結論としましては、この秋ぐらに結論を出したいということで、いろいろな方法をいま検討中でございます。第三者被害の救済については何とかしなければいけない、ただ方法としていろいろな方法を検討しておる、そして大体この秋ごろに結論を出すのが現状でござります。

それからもう一つ、先ほど申し上げました私の方の保険料、支払い額、差額というのは、四十三年から五十一年までの平均の数値でございます。五十二年の現在では、先生御指摘のように手数料を払つても二億三千万の黒字があるというのも事実でございます。

○板川委員 とにかく、消費者ミスによる第三者被害の救済対策を早急に立てて出してもらいたいということを要望いたしまして、質問を終わります。

○長田委員 ただいま議題となつております液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律案について質問をいたします。

L.P.ガスについては、近年急速に普及いたしておりまして、国民生活にとって重要な不可欠なエネルギー源となつておることは御存じのとおりであります。しかし、このL.P.ガスは一たん漏洩、着火すると大きな爆発事故をもたらし、消費家庭における災害事故は一向に減少の兆しを見せず、L.P.ガス事故発生の防止は、今日においては大きな社会的問題になつております。こうした認識の上に立つて、なるべく重複した質問を避け、重点的に質問をしてまいりたいと思います。

L.P.ガスの保安を確保するためには、法律で施策を講ずることも当然必要とは思いますが、それ以前の問題といいたしまして、供給者すなわち販売業者の体質改善が大切だと考えるわけであります。そこで、この問題について若干お尋ねをしたいと思います。

まず初めに、L.P.ガスの流通経路の実態についてお伺いをしたいと思います。

○古田政府委員 液化石油ガスの流通経路としま

して通常最も多い形は、L.P.ガスメーカー、これは生産あるいは輸入業者が成るわけでございまが、L.P.ガスメーカーから元売り業者を通じまして卸売業者、さらに小売業者という段階を経ていくわけでございます。この卸売段階では、さらに第二次あるいは第三次業者が介在するという場合もあるようございます。

○長田委員 現在、家庭用燃料としてL.P.ガスを使用する消費世帯は都市ガスを上回つております。また、販売規模も小さい中小零細業者が多い実態となつておりますが、概要是次のようになります。

まず第一に、経営形態別の事業所数の比率でございますが、全体の中で個人経営が約五五%、会社の形をとつておりますのが三五%，組合形式のものが一〇%という姿になつております。

○古田政府委員 第二に、従業員の規模別の事業所数の構成でござります。

から普及し始めたわけでございますが、その後需要が急増したこともありまして、この需要の急増に対応しまして、従来他の燃料を扱つております新規業者とか灯油販売業者とか雑貨店など種々の業種がL.P.ガス販売を行うようになって今日に至つてゐるわけでございます。そのため、従来の他の燃料の流通経路と複雑に関係し合つて今日のようないくつかの形態になつておるというふうに考へるわけでございます。

○長田委員 L.P.ガスの流通経路について端的に見てまいりますと、メーカー、卸売業者、小売業者、一般消費者という四段階に分けることができるのであります。一般消費者に至るまでの各段階ごとの業者数はどのくらいの数になつておるか、この点についてお尋ねをいたします。

○古田政府委員 液化石油ガスの生産者は三十二社、輸入業者は十六社となつております。なお、この両方合わせました四十八社のうち二十七社が元売り業者となつております。また、卸売業者、小売業者の数は、五十二年三月末現在で卸売業者が約二千五百、小売業者が約四万一千となつております。消費者の件数でございますが、民間の調査機関の調査をもとに推定いたしてみますと、消費者世帯数が約千八百万世帯となつております。

○長田委員 L.P.ガス販売事業者は、五十二年三月末でただいま御答弁がありましたとおり約四万一千であります。これらの実態はどういうふうになつておるのか、企業組織別、従業員数規模別、販売形態別にお尋ねをしたいと思います。

○古田政府委員 液化石油ガスの販売業は個人経営が非常に多く、かつ兼業者も多いわけでござります。また、販売規模も小さい中小零細業者が多い実態となつておりますが、概要是次のようになります。

この近代化目標の概要といたしましては、まず第一に、中小企業近代化促進法に基づきます指定業種としての指定を受けまして近代化、合理化を図ってきたところでござります。

○古田政府委員 この近代化目標の概要といたしましては、まず第一に、充てん業につきまして自動充てん装置の普及を図ること、第二に、小売業につきましては導管供給の導入、容器の大型化等の促進及び配送センターの設置を推進すること、第三に、経営の合理化、販売規模の拡大、設備の近代化等により販売経費の上昇の抑制に努めるという形になつていただけでございます。

○古田政府委員 この近代化目標をどういう形で達成してきたかという実績を見ますと、五十年度までで回転式充てん装置の普及、容器の大型化、供給センター、配送センターの設置等についてはほぼこの近代化目標を達成した姿になつております。ただ、小売

ざいますが、従業員数五人まで全体の七〇%を占める形でございます。

○古田政府委員 第三四に、販売数量別事業所数の比率でございまが、月に十トン未満の販売数量の事業所が全体の七三%を占めております。

○古田政府委員 第五に、中小企業の比率でございまが、液化石油ガスの売上高比率で見まして、約五〇%が兼業者という形になつております。残りが専業者といふ姿になつております。

○古田政府委員 第四に、専業兼業別の事業所数の比率でございまが、月に十トン未満の販売数量の事業所が全体の七三%を占めております。

業の一事業者当たりの月間取扱量につきましては、目標を下回っている状況でございます。

○長田委員 近代化を進めてきたという御答弁であります。

たっておりまして、しかも零細事業者が非常に多いという現状ですね。私は、さらに近代化への施策を積極的に進める必要があるのではないかと考えるわけであります。ところが、政府の施策を見ても、中小企業近代化促進法の近代化計画の指定業種として昭和四十六年に指定、さらに五十年に再指定されておりますが、この時点で実質的には近促法の近代化計画は期限切れになつてまいりますと、中止せざるを得ないわけであるわけであります。ですから、政府があたかも施設を講じているようになりますが、実際には政令上指定業種としたにすぎないのでないかと思うのです。すなわち五十年から五十三年三月末までの期間は近促法第四条の中小企業構造改善計画の特定業種の指定を受ける経過措置であつたわけですが、いまだにその措置が講じられておりませんが、どうしてこの措置を講ずることができなかつたのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○古田政府委員 液化石油ガス販売業の体质改善、近代化につきましては、先生御指摘のとおりの経緯をたどつてきましたが、最近一年間にわたりまして関係の業界とさうしてこの近代化を促進する方途についての協議を進めてきましたが、いまだにその措置を講じられておりませんが、どうしてこの措置を講ずることができなかつたのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○古田政府委員 まず最初に御指摘させていただきたいのは、LPGガスの最終小売価格の中で輸入LPGガス価格の占める比率は二割程度でございます。したがいまして、為替差益が発生しましても、それが最終小売価格に及ぼす影響は他の石油製品価格に比べますとかなり小さいということは言えます。

○長田委員 日銀の卸売物価指数で見ますと本年の二月が二四四・一となつておりますが、これは五十二年の二月が二六一・七でございますが、ボイントでいきまして二十ボイント近く下がつておるというふうな姿になつております。これが絶対額で言いますと、LPGの元売り仕切り価格は二千円以上値下がりしたという姿になつておるわけでございます。このLPGの元売り仕切り価格が二千円以上値下がりしたのを受けまして、小売段階では、先ほど申し述べましたようなコストアップ要因がいろいろござりますけれども、それを吸収しまして、最終的な小売価格としては十キログラム当たり大体千六百円台といふことで推移してきていたのが姿でございましては十キログラム当たり約百三十ドル、つまり円相場が一円一トントン当たり約百三十ドル、つまり円相場が一円

高くなりますが、それによる計算になるわけです。

○古田政府委員 そこで、円がドルに

なる計算になるわけです。

○長田委員 申し上げておりますのは、為替

差益というのは、石油部長とうですが、消費者に還元されてあつります。じやありませんか。卸売物

価格は確かに指數が二〇も落ちておるのですよ。

○古田政府委員 何の要因ですか。いろいろな要因があつて上がつたんだ、そんな答弁ないじやありませんか。為替差益というのは消費者に還元するのが筋なんですよ。

○長田委員 政府はそれにいま努力しているので

ます。

○古田政府委員 どうなんですか。それにもかかわらずほかの要因で上がつちやつたのだ、そんなことが国民に対して答弁できますか。全く納得できない。

○古田政府委員 私が申し述べましたのは、輸入

業者あるいは元売り業者は、輸入価格が、円建で

て考えました場合、当然円高を反映しまして下が

るわけでございまして、それを受けまして元売り

の仕切り価格が二千円以上下がつたのを反映しま

して、小売価格が最近一年間は千六百円台とい

うことで安定的に推移しているわけですが、この小売

価格で安定的に推移しているということで、この

五割から六割占めておりますから、そういうふう

なことでコストアップ要因がかなりあるわけで

す。

○長田委員 現在構造改善計画の特定業種に指定する方向で検討されておるということであります

が、これでは政府は本当に消費者の立場を考え

おるのかどうか、疑問を持たざるを得ないわけで

あります。と申しますのは、これから指定されて

あります。

○長田委員 現在構造改善計画の特定業種に指定

する方向で検討されておるということであります

が、これでは政府は本当に消費者の立場を考え

おるのかどうか、疑問を持たざるを得ないわけで

あります。と申しますのは、これから指定されて

あります。

○長田委員 現在構造改善計画の特定業種に指定

する方向で検討されておるところであります

が、これでは政府は本当に消費者の立場を考え

おるのかどうか、疑問を持たざるを得ないわけで

あります。と申しますのは、これから指定されて

ざいますが、このコストアップ要因を相殺して小売価格が安定的に推移したという形で、結局為替差益が元売り仕切り価格の値下がり、さらに小売価格の安定という形で最終消費者の方へ還元していったという形を御説明したわけでございます。

○長田委員 それでは、元売り価格が下がつても小売価格が逆に上がつておるという理由はどうい

う理由ですか、具体的に説明してください。

○古田政府委員 小売価格は、先ほども御説明いたしましたが、五十三年、つまり本年の一月が千六百八十円、二月が千六百八十一円でございますが、ちょうど一年前を見ますと、一月が千六百七十六円、これは十キログラム換算で言つておりますが、二月が千六百七十八円ということで、正確に言いますと、二月で三円の値上がりといふことでござりますが、大体横ばいに推移しているというふうに考えていいのじやないかと思つております。そういうことで、値上がりしたということでおなしに、横ばい、安定的に推移したということを御説明しておるわけであります。

○長田委員 私、伺つておりますのは、元売りが安くなり小売で上がるというギャップが出ており

ますね。これはどこに要因があるのかといふその要因を聞いているんです。その経過なんかを聞い

ているんじゃないのです。どこに原因があるか。

○古田政府委員 結局、流通段階のコストアップということで吸収されたというふうに考えざるを得ないわけでございますが、先ほど言いましたように、流通段階でのコストというのが五割ないし六割は人件費でござりますから、その間の人件費の上昇、そのほか設備関係のコストアップというふうなことで、元売り価格の値下がりが小売価格の方へ直接そのままの形では反映しなかつたといふことが言えるのではないかと考えております。

○長田委員 この問題は、私、後日に譲りましてやりたいと思っております。このように複雑多岐にわたるいわゆる流通経路、これが原因となって非常に値下がりが思うようないつていな、それが実態ではないかと思う

のであります。こういう問題を早急に改善するといふことは私はむずかしいとは思いますが、それでも、少なくともこれに努力をし、そうして国民に為替差益というものを還元していく、そういう強い姿勢がなくてはならないと私は考えるわけであります。

実際問題いたしまして円高差益は現存するわけでありますから、当然私もこの次的一般の質問にしたいと思っております。電力料金の問題あるいはガス料金の問題、こういう問題についても、通産大臣に私は何回もただしておるのでありますけれども、現行料金を据え置いて、そうして価格のいわゆる安定を図つてまいりたい、こういう答弁を私は何回も実は受けております。非常に私たちにはそれについては不満でありますけれども、わが国では全消費世帯の半分以上はLPGを使っておる。全世帯の五五%ですね。千八百万世帯の人が利用しておる。影響力が非常に強いわけであります。そういう意味で、為替差益というものは国民に還元するという公平な原則というものをどうしても貫かなくてはいけないのじやないか。

円高によって企業が痛手を受ける、それについては私たちはこの委員会においても救済措置の法案を立法いたしたわけであります。一方、為替差益という問題になりますと、政府は非常に重いと感じを私たちは持つのですね。そなりますと、勢い常に犠牲になつてしまつるのは一般国民であり、常に犠牲になつてしまつるのは消費者家庭内部で発生している例が多いわけであります。このことは、消費者がLPGガスの特性やLPGガス器具等の使用方法などに關して十分な知識があれば、ある程度防ぎ得た事故ではないかと思われるわけであります。

そこで私は、消費者に対する保安啓蒙活動は重要な役割りを果たすものと考えるわけであります。政府はこの啓蒙普及活動に関する予算措置を五十三年度分としてどのくらい計上しておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○野中政府委員 長田先生からの御質問、全く理解がつくわけでございます。御存じのとおり、素朴な直情徑的な国民の立場からすれば数学的に円高が還元されてくる、こういうことが好ましいわけでございます。しかしながら、いま石油部長

の方から答弁したように、くどくなりますけれども、地球よりも重いと言われる人命を尊重しなければならない、そのためにはたとえば流通過程におきまして保安基準、保安設備というようなものを徹底させなければならない、こういうこともござりますし、あるいはまた人件費のコストアップ、この問題がありまして、流通機構の中においてこれが吸収されていくことはまことに残念だと私も考えておるところであります。これは今後も検討を続けていきたいと思っております。

なお、電力は、御存じのとおり、昭和六十年代を迎えますといまの倍の二億キロワットの電力を必要とするわけでございます。したがいまして、いまのうちに設備をしていこう、そして安定供給を図つていこう、同時に、日常の家庭生活の予算の目安がつくよな、そういう安定した家庭生活の予算をつくつていただきたいという念願を込めて、実はこの為替差益によつて据え置くことにして、実はこの為替差益によって予算措置が、私にいたしたいと政府は考えておる次第であります。どうぞ御了承願います。

○長田委員 次に、消費者に対する保安啓蒙活動の拡大についてお尋ねをしたいと思います。

LPGガスの最近の事故発生状況を見ますと、消費者家庭内部で発生している例が多いわけであります。このことは、消費者がLPGガスの特性やLPGガス器具等の使用方法などに關して十分な知識をもつておらぬ手だてで法案が成立しておる、その陰で、あり消費者であると言つても過言ではないのであります。そういう意味で、円高によつて中小企業はいろいろな手だてで法案が成立しておる、その陰で、どうぞ御了承願います。

○野中政府委員 全くお説のとおりでございます。御存じのとおり、わずか四円程度でもつて保安というものが完璧を期せられるかどうか、先生のおっしゃるとおりでございまして、今後前向きにこの問題は検討し、増額するよう努力してまいりたい、というふうに考えております。

○長田委員 政務次官の前向きの御答弁をいただきました。

それでは、消費者保安啓蒙活動の強化費として七千二百万円計上されておるわけでありますが、その内訳について御説明をいただきたいと思いま

す。

○左近政府委員 七千二百万円の内訳でございますが、一つはテレビ、ラジオ、新聞というふうな媒体を使います消費者の保安啓蒙活動でございまして、これが約四千万円でございます。これは大体毎月十日をLPGガス消費者保安データーということにいたしておりますので、その日に重点的にいま

申しましたテレビ、ラジオ、新聞というものでP-Rするということです。

あと小学校、中学校、高校にLPGガスの保安を説明した壁新聞を配付するというのがございます。これは約四百万円程度でございます。それからアパートとかマンションに事故が非常に多発いたしますので、アパート、マンションに保安標識、つまり保安の注意事項書きました標識を配付いたしまして、それを張りつけた絶えず見てもらうという経費が大体七百万円ございました。

もう一つ、学校教育の場を活用しようということで先ほどの壁新聞以上に重点的に置こうということで、一つは小学校、中学校、高校の先生方を対象に保安教育の講習会を開催して、LPGガスの知識を持つてもらってそれを教育の場に生かしていただこうということ、それから、ことし新たに小学校の五年生を対象に副読本をつくりまして、これを社会科のときに利用していただくといふようなことを考えております。学校教育が大体千七百万円弱でございます。

そのほか、消費者団体とか地域団体のリーダーにやはりLPGガスの保安を十分認識していただきたいということで、消費者保安講習会を開催するというのが大体百万円、その他事務費を合わせまして、先ほど申しました七千二百万円を計上しております。わざとお尋ねをしたいと思います。

○長田委員 テレビ等によるマスコミ関係費はいま四千何百万とおっしゃいましたか。この表で見ますと五千三百万円ですね。これも私は非常に少ないよう思っております。さらに、学校教育の活用費といいたしまして千七百万円の予算が組まれております。これは文部省の方とよく連携をとつて普及活動をしておられるようありますけれども、具体的にどのようにされておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○左近政府委員 学校教育の予算でございますが、先ほど申しましたように、学童の段階からLPGガスの特性その他のことを知つていただくと将来非常に普及するということと、それから学童を通じて家庭にも保安意識が徹底するということをねらつたわけでございまして、具体的には学童用の副読本をつくりまして、大都市の中はLPGガスを使い年に保安標識、つまり保安の注意事項書きました標識を配付いたしまして、それを張りつけた絶えず見てもらうという経費が大体七百万円ございました。

○長田委員 そこで、一つは小学校五年生で家庭科でLPGガスの問題が出てくるそうでございますので、その時点にこの副読本を利用していくだくということを考えております。

○長田委員 それでは、文部省にお尋ねいたしましたが、いらっしゃいますか。——ただいま通産省の方からLPGガスの保安に関する普及教育の協力を強く要求しているということでありますけれども、そこで、文部省はこれについて受け入れる用意があるのかどうか、また、用意があるとするならば今年度の実施計画はどういうふうになつておるのか、お尋ねをしたいと思ひます。

○河野説明員 LPGガス等の取り扱いに關しましては、学校教育では主として家庭科等関係の教科を中心指導しておりますところですけれども、特に昨年からは、関係御当局の申し入れを受けまして、小、中、高等学校の家庭科の担当教員がLPGガス保安講習会等に参加する際便宜を圖るよう

に教育委員会あてに通知いたしますなど、その指導の向上充実を期しているところでございます。今年度におきましても、関係当局と連携をとりまして、LPGガス等の保安にかかる教育の一層の充実を図つてしまひたい、こう考えておるわけであります。これは文部省の方とよく連携をとつて普及活動をしておられるようありますけれども、具体的にどのようにされておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

LPGガスの販売事業者は、LPGガスの消費設備が技術基準に適合しているかどうかを調査し、一定の措置をとることを義務づけられておるわけであります。現実には、LPGガス販売事業者の調査は、これを代行する保安センターに委託してあります。保安センターへの委託率はどのくらいなのか、保安センターの組織形態はどうなつておるのか、また保安センターへの加入率は全国平均で五〇%といふことがあります。しかしながら、何といいましても七千二百万円では限られた予算、この範囲内では非常に限度があると思います。そういう意味で、私はマスコミにも協力を求めなければならぬというふうに考へるわけであります。これについてはマスコミの方々も非常に心配されておるようあります。したがつて、マスコミ関係者に協力を求めて、この問題は特に政治、社会面だけではなくて、婦人あるいは家庭欄等にも大きな影響があるわけですから、婦人雑誌あるいは週刊誌等にも呼びかけてこうした問題を取り上げていく、そうしなければなかなか徹底できないのではないか、そのように考へるわけであります。次官、お考へはどうでしょうか。

○野中政府委員 先生から、積極的にマスコミを活用してこの普及徹底を図るべきであるということでございますが、まことにそのとおりでございます。ただ、今後われわれがマスコミを利用し、あるいは広報活動の一環として使ってまいりたいということには変わりございませんけれども、どうすることにつきましては、通産省内部において検討してまいりたいと考えております。

○長田委員 次に、保安センターの育成強化等についてお尋ねをしたいと思います。

LPGガスの販売事業者は、LPGガスの消費設備が技術基準に適合しているかどうかを調査し、一定の措置をとることを義務づけられておるわけであります。現実には、LPGガス販売事業者の調査は、これを代行する保安センターに委託してあります。保安センターへの委託率はどのくらいなのか、保安センターの組織形態はどうなつておるのか、また保安センターへの加入率は全国平均で五〇%といふことがあります。先ほどの児童用副読本の作成、配付につきましては、通産省と連絡をとりまして、補助教材一般の取り扱いを念頭に置きながら検討してまいりたい、このように考へております。

○左近政府委員 昨年三月末現在で全国に約五百、これは事業者としては五百五十分ですが、五百の保安センターがございます。調査をいたしましたところ、保安センターへの加入率は全国平均で五〇%といふことがあります。しかししながら、何といいましても七千二百万円では限られた予算、この範囲内では非常に限度があると思います。そういう意味で、私はマスコミにも協力を求めなければならぬといふことがあります。しかしながら、組織の形態でござりますが、これは従業員十人未満のものが約八〇%といふことで、わりあい小規模のものが多いといふのが現状でございます。それから、組織の形態でござりますが、会社組織が二〇%、協同組合組織が二九%、任意団体が三三%、社団法人、いわば公益法人が一%、その他七%ということになつております。

それで、この保安センターというのは自然発生的にできたものでございますから、調査をやつてみますと、調査の実施能力、これは調査員あるいは調査機器の保有状態がその調査能力になるわけになりますが、その調査能力に比べて販売業者が二九%、任意団体が三三%、社団法人、いわば公益法人が一%、その他七%ということになつております。

この保安センターの大きさでございますが、これを五十一年に調査したときの数字がございますが、これは従業員十人未満のものが約八〇%といふことで、わりあい小規模のものが多いといふのが現状でございます。それから、組織の形態でござりますが、これは従業員十人未満のものが約八〇%といふことで、わりあい小規模のものが多いといふのが現状でございます。それから、組織の形態でござりますが、会社組織が二〇%、協同組合組織が二九%、任意団体が三三%、社団法人、いわば公益法人が一%、その他七%といふことになつております。

この保安センターの大きさでございますが、これを五十一年に調査したときの数字がございますが、これは従業員十人未満のものが約八〇%といふことで、わりあい小規模のものが多いといふのが現状でございます。それから、組織の形態でござりますが、これは従業員十人未満のものが約八〇%といふことで、わりあい小規模のものが多いといふのが現状でございます。それから、組織の形態でござりますが、会社組織が二〇%、協同組合組織が二九%、任意団体が三三%、社団法人、いわば公益法人が一%、その他七%といふことになつております。

お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○左近政府委員 保安センターを改正案に従つて認定する場合には、厳重にやつていただきたいといふに考えております。認定するのは都道府県知事でございますので、この法案の改正が認め願えますれば、都道府県知事に認定の基準についての執行のやり方等も通達いたしまして、これが厳正に実行されるようと考えております。

他面、認定を受けた保安センターが今後運営していく場合には、健全な発達が必要であるということはお説のとおりでござりますので、認定を厳格にやるが、また今後の保安センターが健全な発達を遂げるよう、これも都道府県と連絡をとりながら育成助長を図るような指導をやつてしまりたいと考えております。

○長田委員 また、保安センターは、保安確保のための調査機関いたしまして、性格上公益法人ないしは協同組合等であることが望ましいことは、高圧ガス及び火薬類保安審議会の答申も指摘しておるところであります。将来の方向としては一定の範囲内で統一化を図ることについて検討することも必要だと思われますが、この点についてはどうのようなお考えがございましょうか。

○左近政府委員 いまお話がありました審議会の御意見、われわれももともだと思いまして、長期的には公益法人ないし販売業者の組合等、余り営利に重きを置かないような組織に持つていただきたいというふうに考えておるわけでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、保安センターは自然発生的に出てきたものでございまして、それを信頼の置けるものを認定をしようといふことでございますので、現在直ちに公益法人なり協同組合等に限るというわけにもまいりませんので、信頼の置けるものを認定をしながら、今後そういうものについては審議会の答申にあるような組織に変わっていくような長期的な指導をやつてしまりたいと思いますし、今後新しいセンターについて、極力趣旨に沿うような形のものを認定していくという形でこの問題を解決していく

いというふうに考えております。

○長田委員 今回の改正によりまして、認定機関に調査業務を委託したLPGガス販売事業者は、そこの範囲内でみずから調査義務が適用されないことにあります。調査業務はLPGガス販売事業者がみずから行なうことが本来の姿であるにもかかわらずこの調査義務を他人任せにすることは、販売業者の保安意識の低下をもたらすおそれがあるのです。いかと実は私は危惧するわけであります。そこで、こうした点から、保安センターのあり方に含めて検討されなくてはならない、そのように考えますか、どうでしょうか。

○左近政府委員 審議会の答申によりまして、やはりこの保安に関する業務というのは本来販売事業者がやるべきであるという趣旨でござりますので、その趣旨を体しまして、保安センターといふものはいわば補完的に利用するという立場を貢献したいと考えております。したがいまして、われわれといったまでは、保安センターについては十分この育成指導もいたしますが、また、その運営のいかんによって販売業者の保安意識を低下させるような運営では困りますので、そういう点での監督指導というものがあわせて行ってまいります。

○長田委員 総点検を実施した場合、新しい設置基準に合致しないものについては修理あるいは改善等実施する必要があると思われますが、この場合、全国にわたって多数の消費世帯にかかる問題でありますので、消費家庭の十分な理解と協力が得られるよう配慮されなければならないと考えるわけであります。また、新しい基準に沿つたLPGガス設備の改善は早急に実施する必要がありましたが、改善に当たっては、安全性を確保するという観点から計画的に実施するとともに、政府といつても、消費者等に過大な負担をかけることが改善の阻害要因となるないように適切な措置を講ずるべきであると考えますが、この点の配慮はどうでしょうか。

○左近政府委員 先ほどちょっと私の御説明が足

われておるいろいろな設備を安全かどうかをもう一遍見直す必要があるということで、審議会でもございまして、まことにごもともな御意見でござりますので、これは現行法制でもやれることになりますので、ことしの七月から実施を始めます。

それで、この実施のやり方は、現在でもございまし改正法でもござります要するに調査点検義務を活用いたしまして、これは二年に一遍調査するということです。ちょうどそれが時期を活用して、より綿密に、より詳細に、今は総点検ということで、その調査をやっていくということで推進していきたい。したがいまして、この七月からやりまして、二年の間に終了するといふ予定でござります。これにつきましては、販売業者、それから販売業者の団体、それから都道府県、それから国といふものが協力をして実施するということです。中央には中央本部、各都道府県には県の実施本部というものを設置して関係者が協力をして推進をしていく、また、推進に当たっては消費家庭にも十分周知徹底した上で取りかかるということを現在準備中でございます。

○長田委員 総点検を実施した場合、新しい設置基準に合致しないものについては修理あるいは改善等実施する必要があると思われますが、この場合、全国にわたって多数の消費世帯にかかる問題でありますので、消費家庭の十分な理解と協力が得られるよう配慮されなければならないと考えるわけであります。また、新しい基準に沿つたLPGガス設備の改善は早急に実施する必要がありますが、改善に当たっては、安全性を確保するといつても、消費者等に過大な負担をかけることが改善の阻害要因となるないように適切な措置を講ずるべきであると考えますが、この点の配慮はどうでしょうか。

○左近政府委員 先ほどちょっと私の御説明が足

らなかつた点があるので、まず補足させていただきます。

総点検の期間が一年と申しましたが、それは調査の期間が二年でございまして、いまお話をありますように、調査の結果改善を要するというものがある程度出てまいります。その改善を進めると、年といふことで、それを入れますと三年で完了するということになつております。

そこで、設備の改善の問題でございますが、これも御指摘のとおり、消費者に大きな負担を与えないように、あるいは消費者に御不満を抱かせないようないいことが必要かと思ひますし、その調査をやる販売業者も十分にそういう点に気をつけやるべきであろうと思ひますが、やはり実際にやつてしまりますと、いろいろな御疑問なり御不満なりが出てくると思います。したがいまして、先ほど言いました機関には苦情処理を行えるような部門もつくりまして、消費者の御意見に対してスムーズに改善が進むよういろいろな具体的な措置をとつてまいりたいと思ひますし、そういう点で販売業者がいろいろな資金が必要であれば、中小企業金融公庫とか国民金融公庫とかいうものの融資制度が利用できるようにも現在しておられます。

さらに、この調査を実施するに当たりまして、先ほど申しましたように十分御理解いただく必要がありますので、そういう点でのPR活動もこれから実施をしてまいりまして、十分御理解の上で、また消費者に過大な負担をかけない形で実施をしてまいりたいというふうに考えております。○長田委員 次に、LPGガス事故の防災について消防庁にお尋ねをしたいと思います。

消防庁では、現実に事故が起きた場合、直ちに処置に当たりまして、現場検証などその事故の原因調査等で大変御苦労されておるわけであります

が、このLPGガス事故の防災についてどのような対策を考えていらっしゃるのか、お尋ねをしたい

○小池説明員 事故の防止の対策でございますが、一般的には、町会等の主婦の方を一定の場所へ集めましてLPGガスの危険性の問題につきます予防のお話やら、あるいはまた個別におきましては、一般家庭に立ち入りましてLPGガス器具あるいは配管等の調査等を行いまして、悪い欠陥等があつた場合におきましてはそれに対する個別指導を申し上げております。

そのほか、この問題につきましては、消費者とあるいはまたその施工する業者とのいわゆる一体性がなければ十分な安全といいましょうか、火災予防の元壁を期すということはまいりませんので、これらに関しても、地元の消防署等におきましても応分の接触を持ちながら御指導しております。

さらにまた、消防厅におきましては、保安に関しましては通産省当局との連携を保ちながら、十分の保安面のいわゆる事故防止に対し精進しております。

○長田委員 続いて、通産省と消防厅にお尋ねしたいのですが、現在一般家庭等で使用しておりますLPGガスの供給設備から消費設備に至る配管設備等が、現在の安全基準で地震などの災害に何ら問題なく耐えることができるかどうか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○左近政府委員 現在の省令で定めております設備の基準というのは、過去の検討の結果できたわけでございます。しかしながら、そのときどきの環境に応じて、あるいは新しい事態の発生に応じて逐次見直しておるということでございますが、一、二具体例を申し上げますと、LPGガスの設備基準のうちで、LPGガスの容器、つまりボンベが地震等で揺られてひっくり返るということになりますがと大変でございますので、その防止措置につきまして従来は鎖でとめるということでございまが、それで十分かということについて、高圧ガス保安協会に専門家の委員会を設置しまして、地震対策、あるいは雪が屋根から落ちてきて倒れるというケースもございますので、雪害対策とい

観点から検討を進めてまいりまして、協会の付属研究所においていろいろ実験をやりました。それで、ことしの春にこれに関する結論が出まして、從来よりはもう少し基準を改正する必要があるという事になつておりますので、現在その見直しをやっております。したがいまして、これがはつきりいたしますと、省令の見直しということで行

政に反映できると思います。

また、耐震自動遮断装置、つまり地震が起こりますと自動的にとまるという装置につきましても、いま申しました委員会で検討いたしまして中間報告が出ております。したがいまして、今後もう少し検討を進めた上で、これもこれで大丈夫といふふうなものができますれば、技術基準を確立いたして省令で出したいというふうに考えておりますし、今後そのほかの点についても専門家の委員会で逐次検討しまして、地震、火災ということでは問題の起らないようになっていきたいというふうに考えております。

○小池説明員 地震に対する問題でございますが、今回の改正案に関しまして、消防厅におきましてもいわゆる伊豆の地震等につきます実態を調査し、それに関しまして、通産省とのお互いの協議の中におきまして一つでも多くの実態面が反映できるよう努めておりますし、また、地元の消防機関の意見等も極力反映し、その実態もまた

通産省との協議の中において十分な内容を盛り込めるよう積極的に対応し、また、これが防災上反映できるよう努めておりますし、また、地元の消防機関の意見等も極力反映し、その実態もまた

通産省との協議の中において十分な内容を盛り込めるよう積極的に対応し、また、これが防災上反映できるよう努めておりますし、また、地元の消防機関の意見等も極力反映し、その実態もまた

通産省との協議の中において十分な内容を盛り込めるよう積極的に対応し、また、これが防災上反映できるよう努めておりますし、また、地元の消防機関の意見等も極力反映し、その実態もまた

通産省との協議の中において十分な内容を盛り込めるよう積極的に対応し、また、これが防災上反映できるよう努めておりますし、また、地元の消防機関の意見等も極力反映し、その実態もまた

部または一部を委託することができることになつておりますが、地方自治体が独自に実施する場合、実技施設の建設とか、実技試験に携わる専門官の養成とか、さらには予算措置等について対応がむずかしいと言われておるわけであります。こうしきりいたしますと、省令の見直しということで行

政に反映できると思います。

○左近政府委員 設備士試験は、筆記試験と技能試験という二つの試験によりまして、設備士として必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するということでやるわけございますが、具体的に申しますと、設備士として配管工事の作業を行うに必要な程度の液化石油ガスに関する基礎知識、それから配管理論、それから関係の法令といふものに対する知識、それから配管の具体的な技能というもののについて試験を行うわけでございまして、これについて特に高度なものをお求めるんじやなくて、現在通常こういう配管工事をやっておられる方の水準に達しているかどうかということが見るという程度のものでございます。

そこで、試験の実施に当たります府県の負担でございますが、先ほど申しましたように二つに分かれていますが、筆記試験については、他の國家試験に比べて特に府県の仕事が大変だという点はないと思いますが、技能試験につきましては、設備とか材料の準備、それからそれをやります場所等の問題等々が、相当府県としてもそういうことになれないというようなことも出てくるといふことも考えております。しかし、電気工事士試験という先例もございますので、通産省なんかが協力をしながら府県の実施しやすいようにやりたいと思っております。

しかししながら、また府県の実情によりまして、その実技試験等がなかなか実施しにくいという点もございますので、これは現在の改正法によりますと大変でございますので、その防止措置につきまして従来は鎖でとめるということでございまが、それで十分かということについて、高圧ガス保安協会に専門家の委員会を設置しまして、地震対策、あるいは雪が屋根から落ちてきて倒れるというケースもございますので、雪害対策とい

りもございますので、そういう形で試験が公正にやれるということを考えております。したがいまして、通産大臣の監督を受ける特殊法人としての高压ガス保安協会に委託をすれば試験は公正に実施できるし、かつ、府県としても余り負担にならないというふうに考えております。

なお、試験手数料についても実態に合うようなことを考えておりますので、試験を実施する都道府県が必要な経費はこれで賄えるというふうに考えておるのでございます。

○長田委員 ただいままで質問を行つてまいりました時間が参りましたので終わりますけれども、消費費帯が非常に多いLPGガスでございます。そういう意味で、生命を守るためにあるいは財産を守るためにも、こういう点を私たちしっかりとやつていかなくちゃいけないという決意もいたしておるわけであります。その点を踏まえてどうかひとつ徹底方をお願いしたいと思っております。以上で終わります。

○山下(徳)委員長代理 この際、暫時休憩いたします。

午後零時三十九分休憩

○中島(源)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。山崎拓君。

○山崎(拓)委員 今回の法律改正によりまして、消費者保安を確保するために販売業者、工事施工者、器具メーカーの保安確保上の責任を明確にするとともに、消費者に対しても保安上の注意を喚起する。こういう法律改正の仕組みになつてしまふが、年々累積いたしておりますLPGガス事故を

消費者啓蒙運動を総合的かつ計画的に展開する必要があります。このように各方面から指摘されているところであります。そういう意味におきまして、販売業者以降の責任もさることながら、国として消

費者保安確保にどのように取り組んでいくかということが出发点であるかと思う次第です。そういうことで、昭和五十三年度予算、これが成立いたしましたが、消費者保安センターの業務の充実等につきまして非常に予算の伸び率としては見るべきものがありますけれども、なお政府がどのような責任感を持ってこの問題に取り組んでいくか、まず御答弁いただきたいと思います。

○左近政府委員 国のLPGガスの保安に対する施策ということでございますが、まず、LPGガス法を忠実に履行するということが第一でございますけれども、それとともに、予算措置等によりまして、法律のみではやれない仕事、たとえば保安啓蒙といふことについては十分措置をいたしたいというふうに考えております。

予算措置としましてやる重点といたしましては、消費者の保安啓蒙と、それから保安に関する研究開発という点にならうかと思います。これに対しまして五十三年度に講じました予算措置といたしましては、高圧ガス保安協会が実施いたしました消費者保安啓蒙事業の拡充と、ことで大体総額七千二百万円程度でございますが、前年度に比しまして大体三八%強の増加ということで相当な増加をいたしました。そのほか、高圧ガス保安協会が実施いたしました保安技術指導といふものも拡充というものを考えております。それから、高圧ガス保安協会の付属の研究所の研究事業の充実という点も手当てをいたしております。以上含めまして高圧ガス保安協会の事業運営費は、やはり前年度に比べまして三三%の増ということになっております。これは付属研究所の建設費が五十二年度で終わりましたので、これの当然減を除いた数字でございます。さらに、保安を確保するための機器の設置の普及と、ことから、ガス漏れ警報器のリース制度にかかるなります開銀融資を五十二年度に引き続き実施をいたしました。

以上のような形で、予算に対しましては、昨年よりも相当一般予算に比べて大きな伸び率を確保いたしたわけでございますが、われわれ自身の反

省といたしましては、まだまだ不十分であろう、もっともと今後こういう対策を考えなければいけないというふうに考えておりますので、来年度についてまたいろいろ施策を検討しておるというのが現状でございます。

○山崎(拓)委員 ただいま立地公害局からくる来年度予算についてお話をありました、お挙げになりました七千二百万の予算というのは、これは付属研究所の事業費に当たるものであります。そこで、消費者保安啓蒙費といつましてもはそのようなものではなくて、テレビ・ラジオ放送費、学校教育副読本、集合住宅保安標識、消費者講習会、そういうふうな予算であるのは保安技術指導の予算、これを含めまして全部でどうなりますか、消費者保安センター全体の予算で一億六千四百万といふことになつておりますが、消費者保安啓蒙費自体は非常に少ないというふうに思いますが、今後とももっともつとこの面で力を入れていただこうに要望を申し上げておきたいと思います。

それから、国のLPGガス行政に対する機構の問題でございますが、従来から行政機構の一元化の問題がございました。LPGガス業界が十八百万世帯に供給をいたしており、一方、都市ガスの方は千二百万もしくは千三百万世帯に供給をいたしております。ところが、その都市ガス事業の方は資源エネルギー庁の方に行政機構が一元化されておりまして、ガス事業課並びにガス保安課といふことで呼吸の合った行政を展開しておる。ところが、LPGガスの方は、資源エネルギー庁の方の流通課でLPGガス行政の一般的な部門を担当し、かつ、保安の部門は立地公害局の保安課で担当しておる、こういうことで所管課のあり方が一元化されてない、こういう問題が指摘されておるところであります。ぜひこのLPGガス行政の一元化を推進していただきたいという見地から今後どういうふうにこの問題を考え方されるか、御質問をしておきたいと思います。

○左近政府委員 御指摘のとおり、現在所管の課が二つの分野、つまり資源エネルギー庁と立地公

書局に分かれておることは事実でございます。ただ、これにつきましては、LPGガスといふものの性格はこういうことにならざるを得ないというものが現状でございまして、いわゆるLPGガスは石油製品の一つということでございますので、資源エネルギー庁が石油行政の一環としてこの生産、流通、販売というものを取り扱うことは、やはりLPGガス自体も石油行政の一環としてやつた方がより円滑いくといふ面があるわけございまます。一方、LPGガスは、その消費形態がいわゆる高圧ガスという形でボンベに入れて使用すると、いふうな形態になつておりますので、これはやはり高圧ガス一般を取り締まります高圧ガス取締法で一元的に処理をしなければいけない。しかし、一般消費者対策のところはまだLPGガスとしての特色がございますので、現在御審議願つております液化石油ガス法によって規制を行つておるということでおこなつて、この高圧ガス取締法と液化石油ガス法両方相まちまして保安の総合的な推進をやるということがございますので、高圧ガス保安行政を立地公害局で担当しておりますことから、こちらに保安の担当の課がある、こういうことになつておるわけござりますが、省令で定める必要な事項というのはどういった内容のものであるか、伺いたいと思います。

○左近政府委員 周知義務に関する通産省令で定めるところという内容でございますが、通産省令では、周知の時期あるいは方法というようなものを定めることにしております。たとえば現在考えておりますのは、毎年少なくとも一回以上、周知すべき事項を記載しました書面を一般消費者に訪問して配付するというふうなことが考えられておりませんけれども、その周知のやり方については、もう少し実効の上がる方法はないかといふことで、いろいろ関係者、専門家の御意見を聞いておる段階でございますが、その意見を十分聞いた上で定めていきたいといふふうに考えております。

○山崎(拓)委員 ガス事業に比べましてLPGガス事業の重要性はもとより遜色がないわけございませんから、行政上の対応も今後とも十分にやっておこなつてもらいたいと思います。次に、法律改正の中身につきまして二、三伺いたいと思います。

まず、液化石油ガス販売事業者に対する規制であります。そこで、事業者に對しまして周知義務が今回課せられることになりました。特に事故の発生状況であります。いままでの質疑を聞いておりましても、消費者サイドに問題がある事故が大半を占めておるということになります。そういう見地からもこの周知義務の問題は非常に重要であります。しかし、「液化石油ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項」であつて通商産業省令で定めるものを周知せなければならぬ。」こうしたことになつておるわけでございますが、省令で定める必要な事項というのはどういった内容のものであるか、伺いたいと思います。

ます、液化石油ガス販売事業者に対する規制であります。そこで、事業者に對しまして周知義務が今回課せられることになりました。特に事故の発生状況であります。いままでの質疑を聞いておりましても、消費者サイドに問題がある事故が大半を占めておるということになります。そういう見地からもこの周知義務の問題は非常に重要であります。しかし、「液化石油ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項」であつて通商産業省令で定めるものを周知せなければならぬ。」こうしたことになつておるわけでございますが、省令で定める必要な事項というのはどういった内容のものであるか、伺いたいと思います。

ます、液化石油ガス販売事業者に対する規制であります。そこで、事業者に對しまして周知義務が今回課せられることになりました。特に事故の発生状況であります。いままでの質疑を聞いておりましても、消費者サイドに問題がある事故が大半を占めておるということになります。そういう見地からもこの周知義務の問題は非常に重要であります。しかし、「液化石油ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項」であつて通商産業省令で定めるものを周知せなければならぬ。」こうしたことになつておるわけでございますが、省令で定める必要な事項というのはどういった内容のものであるか、伺いたいと思います。

機器の供給するガスに対する適応性に関する事項、「要するに、プロパンならプロパンに合った器具であるか、間違って都市ガスの器具などついております」と問題でありますからそういう点だから、あるいは消費機器の管理点検に関する注意事項とか、あるいは消費機器を使用する場所の環境あるいは換気というもののに関する事項、つまり換気が悪いと非常に問題が起りますのでそういう事項とか、それからガス漏れを感じた場合に、災害が発生するおそれがある場合にどういう処置

が、この周知義務の履行について効果が上がるよう<sup>1</sup>にぜひ行政指導をお願いしたいということであ  
ります。

なお、LPGガスについては、その特性上やはり酸欠になりやすいということがございます。したがいまして、高圧ガス保安協会の付属の研究所などで、これについてどういう形で酸欠状態になるかといふようなことの機構の研究を現在やつておりますので、それがうまくいきますと、一酸化炭素までの検知をどうするかといふような機構も解明しなさいといふこともやっておりますので、その成果が上がりますれば、またそれに対する対策も一步步進みます。

の基準といたしましては、配管とかゴム管、それから閉止弁等に使用上支障のあるような腐食等の欠陥がないというような点の検討、燃焼器がL.P.ガスの規格に適合したものであるかどうかといふ点の検討、それからふろがま等の大口消費設備には排気装置が十分できておるかどうかというような点を検討することになります。

なお、小型のボンベで、メータ一売りでない重

Digitized by srujanika@gmail.com

をしたらいいか、つまりこういう販売店に電話ををしてくださいとか、いろいろな連絡方法等を決めておるようでございます。そのほか、ガスの使用に伴う危害の発生に関する必要な事項というのを決めております。したがいまして、これを参考に

十分以上連続使用してはならない」ということになつてゐるが、実際消費者がそこまで考えずに使うケースが多く多いし、また、瞬間湯沸かし器だけではなくて、他のいろいろな暖房器具等と併用することになりますと、さらに悪い効果が重複する事になります。

むといふうにも考えております。  
いずれにいたしましても、消費者が気がつかな  
いような点については、周知義務等によりま  
して十分徹底させるという対策をとつていただきたいと  
うふうに考えております。

量売りのものについては、全部が消費設備といふことになつておりますので、その場合の消費設備については、先ほど申し上げました供給設備の基準もあわせて消費設備の中に入れて決めようとしておふうに考えております。

導者のお一人である三義液化瓦斯株式会社の深尾社長の出されました「愛されるプロパン」という本を読んだのですが、その本の中で、業界人みずからが、LPGを売ることは保安を賣ることであるという名言を吐いておられるのでございます。結局、家庭の主婦はプロパン使用上の技術的な知識に欠けておる。したがって主婦の不注意による事故の起る可能性が多いし、今日すでに起こってきた、そこで保安を売るということは、常に主婦に対し助言し、助力する必要がある、それが保安を売るという業者の役割りである、このようなことを指摘しておられるのであります。

そういう意味で、この周知義務の執行といいますか、履行といいますか、その際にこういった点も配慮すべきではなかろうかと思うのでござりますが、この点、御見解いかがですか。

○左近政府委員 いま御指摘のありました小型湯沸かし器につきましては検定制度の対象といたしておおりまして、その燃焼性というものを厳しく検定をしておりますけれども、さらにも、湯沸かし器本体に一酸化炭素を防止するために取扱上の注意事項を表示させるということになつておりますが、使用中は換気扇を回すとか窓を開けるかして換気に注意をする、連続して十分以上使用しないでくださいというようなことを表示させることに

基準に適合しないものもあることを調査検討しておるが、これによつて基準を定めることにならうかと思いますが、調査する義務というものが課せられておる。いずれも省令によって基準を定めるということになつておりますが、両方の基準につきまして、省令にゆだねるものとがどのような内容になるものか、簡単にお答え願いたいと思ひます。

○左近政府委員 供給設備、消費設備等に関する技術上の基準というのは省令で定めることになりますが、これまで、現在検討中でございますが、そぞろ考えておりますことを一、二例示いたしますと、供給設備の技術上の基準いたしましては、ボンベが振動とか衝撃によつてひっくり返つたりしないような何らかの措置を講ずるというふうなこと

字を見ました。五一ノ件は、しきりに、割合といふことがあります。一般消費家庭と飲食店の比率から考えまして相対的に無視できない事故発生数である、このように感じます。そこで、今回の改正によりまして供給設備、消費設備と分けられるわけであります。しかし、消費に関して、業務用大口消費と一般消費者の消費と、いう点が設備に関しましても特段に区別されておらず、わけではありません。そういうことでありますから、ただいま申し上げましたように、業務用大口消費につきましては、やはり一般消費者よりも、の起こりました際の被害の大きさ等からかんがまして、さらになお一層の教育が必要ではなかつたか、あるいは消費者の管理能力が問われるべ

業界のみずからこうおっしゃつておるわけでありますから、この周知義務の履行に当たりまして、ただ書面を交付するということだけ徹底することができるが、やはり業者と消費者との間の対話をうものが重視せられる、こういう認識でござりますので、私も贊意を表するわけでござります。

しておりますが、これだけではやはり不十分だたゞ、いうことはお説のとおりでござります。したがいまして、周知義務の中でも、こういう消費者が往々にして犯しやすい問題については周知の場合にやはり実例として入れて、この問題点について対策を講ずるというふうなことをやつていきたいと申

を決める、あるいは調整器の圧力を一定の範囲で決めるとか、あるいはボンベのバルブとか配管、ゴム管とそういうものに使用上欠陥のないものを使うとか、そういうふうなことを考えております。それから、そういう供給設備から取り入れて消費設備を置いて使う場合のその消費設備の技術

○左近政府委員　業務用の大口消費者につきましては、万一事故が起つた場合に大きい事故が起こる、あるいは事故原因と関係のない第三者がおられるのか、伺いたいと思います。

今回の法案におきましても、特定供給設備の規制についてで、大口の供給設備については特にチェックをするという形をとっております。

おなじにこの法的規制はそれ以外は一般と変りませんけれども、実際の運用工法をみて、

このLPGガス設備の総点検だと消費者の保安啓蒙運動だとか、それから販売業者による周知の徹底、周知義務の履行とか、そういうふうなものについてはやはり重点的にこういうものと対しては

対処するということを考えておりますし、それから、消費者保安講習会というようなものを従来から実施しておりますけれども、こういうものもそういう大口の消費者自身に対しても直接働きかけをして、そういう講習会にも出でてもらうというようなことをやつてしまりたいと思いますし、必要に応じまして関係の監督行政機関ともよく連絡をとりまして、大口消費者についてはこの保安が十分やられるような方法を講じてまいりたいというふうに考えております。

○山崎(拓)委員 今回の改正によって、液化石油ガス器具につきましては第一種と第二種に分かれ、第一種に關しましては、從来からあります検定及び登録・型式承認制度を残すということであります。が、検定はもちろん十一品目について行われてきたということになりますけれども、登録・型式承認制度というのは今までこの制度が用いられたことはないのですが、今後これを使ふていく方針であるのかどうか、その点、

○左近政府委員 現行法で登録・型式承認制度が定められておりますが、御指摘のとおり、残念ながら、その制度にのつとつて型式承認をとつて製造をやつておることはまだ一件もございません。ただ、これはわれわれといたしましても、できればこういう制度を推進したいというふうに考えておるわけでございますが、従来の製造事業者等の品質管理等のまだ十分でないといふような点から、こういう制度にまだ到達しなかつたという点

でございます。したがいまして、今後はこの製造事業所におきます品質管理の徹底等を推進いたしまして、この登録・型式承認制度が動き出せるよう、推進してまいりたいというふうに考えております。

いたしますが、昨日朝刊を読んでおきましたら、サウジ油田で再び爆発事故が起つたという報道がございました。再びと申し上げましたのは、昨年の五月にもこのアブカイク油田の事故がござい

○橋本利政府委員 サウジアラビアから入りました。それで、その当時石油の供給に支障を来すのではないかということで大変心配されたわけですが、お話をいただきたいと思います。

イクの集中センターにあるガスオイルセパレーターがバイブの部分のガス漏れが原因で爆発して火災が発生した、こういうことでござります。このセパレーターはほとんど全壊いたしましたが、

そのほかの主な施設には被害がない、こういふことでございまして、このセバレーターはこの地域に八基ある中の一基でございまして、また周辺の主要施設に被害がない、あるいはこのセバレーターから他のセバレーターにガス供給が切り替えられている、こういう状況でございまして、サウジアラビアの石油の生産あるいはLPGガスの供給に支障はない、アラムコもさような発言をいたしておりますので、当面わが国への影響はないとい

うふうに考えております。  
○山崎(拓)委員 影響はないということで幸いでございますが、ただ、私が申し上げたいのは、現在わが国の国内消費における供給体制というのは、国内生産石油精製時に発生するガス分が三八%、輸入分が六一%、過半を輸入に頼つておる。そしてその輸入六二%のうち半分以上の五一・五%はサウジアラビアからの輸入になつておるということであります。したがいまして、わが国総供給量の三割以上をサウジアラビア、なんかく

アブカイク油田に頼つておるということでござりますので、今回大過なきを得たわけでござりますが、もし仮にアブカイク油田からの供給がストップするということは、三割の供給体制がだめにならるということござりますから、甚大な影響を免れ得ない、と、うことにならうかと思ひます。どう

いうことで、やはり供給の確保という見地からもう少し供給先を多様に求めるべきではなかろうか、このように思いますが、その点についてどうかということが第一点。

それから、近年特にアメリカのLPGの輸入がふえてくるようあります。私も、たまたま昨年アメリカに参りました、LPGの岩塩ドーム貯蔵所を視察してまいつたのであります。確かにLPGの需要がアメリカ国内において急増しているということから、これがわが国のLPGガス輸入

にコンペティターとして影響してくるのではなく、かといふ懸念がござりますが、その点はどうかといふことが第二点でございます。  
以上二点、とりあえす伺います。

○橋本(利)政府委員 御指摘のように、現在のわが国は日本のLPGの輸入依存度は六〇%、その過半数をサウジアラビアに依存いたしておりわけござります。今後とも輸入依存度は需要の増大に伴つてふえていくというふうに私たちを見ておりまして、せんだって決定いたしました五十三年度の供給計画におきましても、五十七年度には七〇%までLPGを輸入に依存せざるを得ない、かように考えておるわけでございますので、そういった意

味から供給先の多角化ということは今後とも大いに進めるべきであると考えております。サウジアラビア以外にもインドネシアなどドバイなど、そういうたところに民間企業でいろいろプロジェクトを持つておりますので、こういったものが実現するようわれわれも助成していきたい、かのように考えております。

それから、アメリカのお話がございましたが、そういう意味でも、これはLPGにかかるわらず、石油につきましても昨今アメリカは中近東あるい

はアフリカに供給源を求めてきておる。すでに両地域合わせて六十数%の輸入をアメリカはこの地域に依存してきておる。こういうような状況でもござりますので、われわれといたしましては、輸入ソースを多角化すると同時に、サウジアラビア、カナダ、ペルー、エジプトなどといふことも努力していく所存であります。

○山崎(拓)委員 総合エネルギー調査会の需給見通しによりますと、現在は総需要千二百万トン中輸入分七百万トンと強くらいの国内需要量であります。必要な車両の充実確保をしてこそ、何をもたらすかがわからぬ。かかる考へ方をされねばなりません。

世界のLPG供給能力は千八百万トンにすぎない  
ですが、昭和六十年にはこれが二千六百万トンになる。そして輸入に依存するものが二千万トン、昭和六十五年には需要量が三千二百万トンになり、このうち輸入依存は二千五百万トン、こういう数字であります。たとえば昭和五十一年度における

わけでありますから、こういうことが果たして可能かということが第一点。

常に小さい。私が知り得た分では百八十五万トン程度である。石油精製の製油所にございます分が五十万トンくらいありますから、合わせて二百三十五万あるいは三百四十万トンくらいのタンクキヤバシティーしかないということをごぞぎます。すでに現在の年間需要量が一千二百万トンになんなんといたしておりますから、それからいたしまして、商品が回転するので二百数十万トンで間に合つておるのでありますようが、目いっぱいのキャバシティーではないかとうに感ずるわけであります。そういうことでタンク能力の増大の必要性、今日までの議論を聞いておりましたら、昭和五十五年度までに百万トン、タンクを建設する必要があるというようなことが答弁として出ておったわけでござります。しかし、立地の問題は、資金調達あるいは土地取得の困難性等がございまから、なかなか困難性を伴う点が多い。そういう点についてどのような行政上の配慮並びに対策を講じていかれる御所存であるか、それが第二点

として伺いたいと思います。

○橋本(利)政府委員 御指摘がございましたように、昨年の八月の総合エネルギー調査会の中間報告によりますと、対策促進をしていく場合に、昭和六十年で二千六百万トンのLPGの必要性を指摘いたしておるわけでございます。いろいろと輸入ソースを多元化していくことも必要でございますが、世界的にそれが供給可能かという御指摘でございます。私たちの方で調べましたところでは、サウジアラビア、iran、クウェート、ドバイ、アブダビ、インドネシア等におきまして昭和五十三年あるいは五十四年以降いろいろと増産プロジェクトを持っておりますので、こういった増産プロジェクトによるところの供給増というものを安定的に確保するようにならしたい、かよううに考えております。

それから、タンクの問題でございますが、御指摘のように現在のタンク容量では十分ではございません。輸入基地にあるタンクの容量が百八十三万トンでございますが、そのうちいわゆる一般需要家向けに使い得るもののが百五十万トンというところになっております。そういうところから、当面、昭和五十五年度末までに百万トンのタンクを増設いたしたい、かよううに考えておるわけでございまして、これは輸入量にいたしまして百五十万トン約七十日分、あとの百万トンが約三十日分に相当いたしますので、これが完成いたしまと輸入量ペースで約百日分の備蓄能力、貯蔵能力を持ち得ることになるというふうに考えておりまして、当面この百万トンの増設といふものを見ぎたといふふうに考えておるわけでございます。

まさに御指摘のとおり、こういったタンクの立地につきましても必ずしも容易ではございませんので、一つには今年度から創設いたします立地対策交付金の対象としてこのLPGタンクも取り上げたいということございます。

それから、資金的な面につきましては、これも本年度から開発銀行の中に融資枠を設定いたしました

い、かよううに考えておるわけでございます。

○山崎(拓)委員 タンクのキャベシティーを強化していくというお話であります。ちなみに昭和五十二年度末、三月三十一日の期末在庫を見ておりますと、これが百十五万トン程度でございます。これは年間需要量に対しましてわずかに一割といふことでございますが、一割ということは三十数日分ということであろうかと思うのでありますけれども、現在の在庫水準が三千数日分であるといふことが妥当であるかどうかということが問題であろうと思うであります。

それで、昨年の五月のアブカイク油田事故の際

もLPG在庫が二十数日分しかないということが

問題になりましたが、石油ショックのときに石油だけの問題であれほど大騒ぎをいたしましたけれども、LPG在庫が九十日備蓄を目指しておるということは、石油は九十日備蓄を目指しておるわけですから、それは液化石油ガス問題になりますが、それは液化石油ガス販売業界の問題であります。

ただいま申し上げましたような非常に歴史の浅い業界であるということで、中小企業独特の零細性、過多性というものを販売業界が持っております。そういうことで、近促法の対象にして、かつ

近々のうちに構造改善業種指定を行つて業界の近代化を図りたい、こういう御答弁があつておったところであります。ぜひそのようにお進みをいた

だきたいと思うのですが、やはりLPGガス

販売事業の持てる公益性、社会的重要な性質がござりますが、長官の御見解を聞きたいと思

います。

また同時に、備蓄を義務づけると申しましたが、

LPGガス業界は新興業界でありまして、歴史も浅いし、業界といたしましては、言葉が適当でないかもわかりませんが、まだ弱い業界である、このよううに考えるものですから、その負担にたえ得るかどうかということについては大いに疑問のあるところでございまして、そういう点について、こ

れは相当政府のと入れを必要とすると思うのであります。

それから、あわせて御答弁いただきたいと思

います。

○橋本(利)政府委員 まず、第一点の五十二年度

末における在庫百十五万六千トンでございます

が、御指摘のように三十日でございます。それか

ら、五十六年、五十七年と今後とも期末在庫量を

あやしてまいりまして、五十七年度時点におきましては四十日分まで量を高めたいというふうに供給計画では考えておるわけでございます。

それから、第二点のLPGについて備蓄の義務づけいかんということでございますが、御承知のように、現在の備蓄法の中ではLPGは対象にいたしておりません。ただ、御指摘のように、今後とも家庭燃料としてあるいは石油に代替するエネルギーとして非常に重要性を増してくるわけでござりますので、助成の問題も含めまして、備蓄義務を課するかどうか検討いたしたいと思います。

ついで、五十七年度時点におきましては、今後各都道府県に対する指導等を通じまして適確なまた厳格な処理をしてまいりたいというふうに考えております。したがいまして、先ほど申しました許可基準の具体的な内容の判断に関しましては、今後各

生御指摘のように、販売業者の責務というの

ことに保安に関して今後ますます重要ななってま

ります。そしてまた、そういう重要な保安対策を遂行するためには販売業者自身が強くならなければいけないという点も御指摘のとおりでござります。

あります。したがいまして、先ほど申しました許可基

準の具体的な内容の判断に関しましては、今後各

生御指摘のように、販売業者の責務とい

うことに保安に関して今後ますます重要ななってま

ります。そしてまた、そういう重要な保安対策を遂行するためには販売業者自身が強くならなければいけないという点も御指摘のとおりでござ

ります。

それから、第三点のLPGガスの販売事業の基準に適合した場合に許可をするということになつておりますが、現在の時点での四点の項目については変更する必要はないと思います。ただ、先

ほど申し上げましたように、保安の重要性が増して

おります。そしてまた、そういう重要な保安対策を遂行するためには販売業者自身が強くならなければいけないという点も御指摘のとおりでござ

ります。

それから、第四点のLPGガスの販売事業の基準に適合した場合に許可をするということになつておりますが、現在の時点での四点の項目については変更する必要はないと思います。ただ、先

ほど申し上げましたように、保安の重要性が増して

おります。そしてまた、そういう重要な保安対策を遂行するためには販売業者自身が強くならなければいけないという点も御指摘のとおりでござ

ります。

それから、第五点のLPGガスの販売事業の基準に適合した場合に許可をするということになつておりますが、現在の時点での四点の項目については変更する必要はないと思います。ただ、先

ほど申し上げましたように、保安の重要性が増して

おります。そしてまた、そういう重要な保安対策を遂行するためには販売業者自身が強くならなければいけないという点も御指摘のとおりでござ

ります。

それから、第六点のLPGガスの販売事業の基準に適合した場合に許可をするということになつておりますが、現在の時点での四点の項目については変更する必要はないと思います。ただ、先

ほど申し上げましたように、保安の重要性が増して

おります。そしてまた、そういう重要な保安対策を遂行するためには販売業者自身が強くならなければいけないという点も御指摘のとおりでござ

ります。

それから、第七点のLPGガスの販売事業の基準に適合した場合に許可をするということになつておりますが、現在の時点での四点の項目については変更する必要はないと思います。ただ、先

ほど申し上げましたように、保安の重要性が増して

おります。そしてまた、そういう重要な保安対策を遂行するためには販売業者自身が強くならなければいけないという点も御指摘のとおりでござ

ります。

それから、第八点のLPGガスの販売事業の基準に適合した場合に許可をするということになつておりますが、現在の時点での四点の項目については変更する必要はないと思います。ただ、先

ほど申し上げましたように、保安の重要性が増して

おります。そしてまた、そういう重要な保安対策を遂行するためには販売業者自身が強くならなければいけないという点も御指摘のとおりでござ

ります。

それから、第九点のLPGガスの販売事業の基準に適合した場合に許可をするということになつておりますが、現在の時点での四点の項目については変更する必要はないと思います。ただ、先

ほど申し上げましたように、保安の重要性が増して

おります。そしてまた、そういう重要な保安対策を遂行するためには販売業者自身が強くならなければいけないという点も御指摘のとおりでござ

ります。

それから、第十点のLPGガスの販売事業の基準に適合した場合に許可をするということになつておりますが、現在の時点での四点の項目については変更する必要はないと思います。ただ、先

ほど申し上げましたように、保安の重要性が増して

おります。そしてまた、そういう重要な保安対策を遂行するためには販売業者自身が強くならなければいけないという点も御指摘のとおりでござ

ります。

それから、第十一点のLPGガスの販売事業の基準に適合した場合に許可をするということになつておりますが、現在の時点での四点の項目については変更する必要はないと思います。ただ、先

ほど申し上げましたように、保安の重要性が増して

おります。そしてまた、そういう重要な保安対策を遂行するためには販売業者自身が強くならなければいけないという点も御指摘のとおりでござ

ります。

それから、第十二点のLPGガスの販売事業の基準に適合した場合に許可をするということになつておりますが、現在の時点での四点の項目については変更する必要はないと思います。ただ、先

ほど申し上げましたように、保安の重要性が増して

おります。そしてまた、そういう重要な保安対策を遂行するためには販売業者自身が強くならなければいけないという点も御指摘のとおりでござ

ります。

それから、第十三点のLPGガスの販売事業の基準に適合した場合に許可をするということになつておりますが、現在の時点での四点の項目については変更する必要はないと思います。ただ、先

ほど申し上げましたように、保安の重要性が増して

おります。そしてまた、そういう重要な保安対策を遂行するためには販売業者自身が強くならなければいけないという点も御指摘のとおりでござ

ります。

それから、第十四点のLPGガスの販売事業の基準に適合した場合に許可をするということになつておりますが、現在の時点での四点の項目については変更する必要はないと思います。ただ、先

ほど申し上げましたように、保安の重要性が増して

おります。そしてまた、そういう重要な保安対策を遂行するためには販売業者自身が強くならなければいけないという点も御指摘のとおりでござ

ります。

それから、第十五点のLPGガスの販売事業の基準に適合した場合に許可をするということになつておりますが、現在の時点での四点の項目については変更する必要はないと思います。ただ、先

ほど申し上げましたように、保安の重要性が増して

おります。そしてまた、そういう重要な保安対策を遂行するためには販売業者自身が強くならなければいけないという点も御指摘のとおりでござ

ります。

それから、第十六点のLPGガスの販売事業の基準に適合した場合に許可をするということになつておりますが、現在の時点での四点の項目については変更する必要はないと思います。ただ、先

ほど申し上げましたように、保安の重要性が増して

おります。そしてまた、そういう重要な保安対策を遂行するためには販売業者自身が強くならなければいけないという点も御指摘のとおりでござ

ります。

それから、第十七点のLPGガスの販売事業の基準に適合した場合に許可をするということになつておりますが、現在の時点での四点の項目については変更する必要はないと思います。ただ、先

ほど申し上げましたように、保安の重要性が増して

おります。そしてまた、そういう重要な保安対策を遂行するためには販売業者自身が強くならなければいけないという点も御指摘のとおりでござ

ります。

それから、第十八点のLPGガスの販売事業の基準に適合した場合に許可をするということになつておりますが、現在の時点での四点の項目については変更する必要はないと思います。ただ、先

ほど申し上げましたように、保安の重要性が増して

おります。そしてまた、そういう重要な保安対策を遂行するためには販売業者自身が強くならなければいけないという点も御指摘のとおりでござ

ります。

それから、第十九点のLPGガスの販売事業の基準に適合した場合に許可をするということになつておりますが、現在の時点での四点の項目については変更する必要はないと思います。ただ、先

ほど申し上げましたように、保安の重要性が増して

おります。そしてまた、そういう重要な保安対策を遂行するためには販売業者自身が強くならなければいけないという点も御指摘のとおりでござ

ります。

それから、第二十点のLPGガスの販売事業の基準に適合した場合に許可をするということになつておりますが、現在の時点での四点の項目については変更する必要はないと思います。ただ、先

ほど申し上げましたように、保安の重要性が増して

おります。そしてまた、そういう重要な保安対策を遂行するためには販売業者自身が強くならなければいけないという点も御指摘のとおりでござ

ります。

それから、第二十一点のLPGガスの販売事業の基準に適合した場合に許可をするということになつておりますが、現在の時点での四点の項目については変更する必要はないと思います。ただ、先

ほど申し上げましたように、保安の重要性が増して

おります。そしてまた、そういう重要な保安対策を遂行するためには販売業者自身が強くならなければいけないという点も御指摘のとおりでござ

ります。

それから、第二十二点のLPGガスの販売事業の基準に適合した場合に許可をするということになつておりますが、現在の時点での四点の項目については変更する必要はないと思います。ただ、先

ほど申し上げましたように、保安の重要性が増して

おります。そしてまた、そういう重要な保安対策を遂行するためには販売業者自身が強くならなければいけないという点も御指摘のとおりでござ

ります。

それから、第二十三点のLPGガスの販売事業の基準に適合した場合に許可をするということになつておりますが、現在の時点での四点の項目については変更する必要はないと思います。ただ、先

ほど申し上げましたように、保安の重要性が増して

おります。そしてまた、そういう重要な保安対策を遂行するためには販売業者自身が強くならなければいけないという点も御指摘のとおりでござ

ります。

それから、第二十四点のLPGガスの販売事業の基準に適合した場合に許可をするということになつておりますが、現在の時点での四点の項目については変更する必要はないと思います。ただ、先

ほど申し上げましたように、保安の重要性が増して

おります。そしてまた、そういう重要な保安対策を遂行するためには販売業者自身が強くならなければいけないという点も御指摘のとおりでござ

ります。

それから、第二十五点のLPGガスの販売事業の基準に適合した場合に許可をするということになつておりますが、現在の時点での四点の項目については変更する必要はないと思います。ただ、先

ほど申し上げましたように、保安の重要性が増して

おります。そしてまた、そういう重要な保安対策を遂行するためには販売業者自身が強くならなければいけないという点も御指摘のとおりでござ

ります。

それから、第二十六点のLPGガスの販売事業の基準に適合した場合に許可をするということになつておりますが、現在の時点での四点の項目については変更する必要はないと思います。ただ、先

ほど申し上げましたように、保安の重要性が増して

おります。そしてまた、そういう重要な保安対策を遂行するためには販売業者自身が強くならなければいけないという点も御指摘のとおりでござ

ります。

それから、第二十七点のLPGガスの販売事業の基準に適合した場合に許可をするということになつておりますが、現在の時点での四点の項目については変更する必要はないと思います。ただ、先

ほど申し上げましたように、保安の重要性が増して

おります。そしてまた、そういう重要な保安対策を遂行するためには販売業者自身が強くならなければいけないという点も御指摘のとおりでござ

ります。

それから、第二十八点のLPGガスの販売事業の基準に適合した場合に許可をするということになつておりますが、現在の時点での四点の項目については変更する必要はないと思います。ただ、先

ほど申し上げましたように、保安の重要性が増して

おります。そしてまた、そういう重要な保安対策を遂行するためには販売業者自身が強くならなければいけないという点も御指摘のとおりでござ

ります。

それから、第二十九点のLPGガスの販売事業の基準に適合した場合に許可をするということになつておりますが、現在の時点での四点の項目については変更する必要はないと思います。ただ、先

ほど申し上げましたように、保安の重要性が増して

おります。そしてまた、そういう重要な保安対策を遂行するためには販売業者自身が強くならなければいけないという点も御指摘のとおりでござ

ります。

それから、第三十点のLPGガスの販売事業の基準に適合した場合に許可をするということになつておりますが、現在の時点での四点の項目については変更する必要はないと思います。ただ、先

ほど申し上げましたように、保安の重要性が増して

おります。そしてまた、そういう重要な保安対策を遂行するためには販売業者自身が強くならなければいけないという点も御指摘のとおりでござ

ります。

それから、第三十一点のLPGガスの販売事業の基準に適合した場合に許可をするということになつておりますが、現在の時点での四点の項目については変更する必要はないと思います。ただ、先

ほど申し上げましたように、保安の重要性が増して

おります。そしてまた、そういう重要な保安対策を遂行するためには販売業者自身が強くならなければいけないという点も御指摘のとおりでござ

ります。

それから、第三十二点のLPGガスの販売事業の基準に適合した場合に許可をするということになつておりますが、現在の時点での四点の項目については変更する必要はないと思います。ただ、先

ほど申し上げましたように、保安の重要性が増して

おります。そしてまた、そういう重要な保安対策を遂行するためには販売業者自身が強くならなければいけないという点も御指摘のとおりでござ

ります。

それから、第三十三点のLPGガスの販売事業の基準に適合した場合に許可をするということになつておりますが、現在の時点での四点の項目については変更する必要はないと思います。ただ、先

ほど申し上げましたように、保安の重要性が増して

おります。そしてまた、そういう重要な保安対策を遂行するためには販売業者自身が強くならなければいけないという点も御指摘のとおりでござ

ります。

それから、第三十四点のLPGガスの販売事業の基準に適合した場合に許可をするということになつておりますが、現在の時点での四点の項目については変更する必要はないと思います。ただ、先

ほど申し上げましたように、保安の重要性が増して

おります。そしてまた、そういう重要な保安対策を遂行するためには販売業者自身が強くならなければいけないという点も御指摘のとおりでござ

ります。

それから、第三十五点のLPGガスの販売事業の基準に適合した場合に許可をするということになつておりますが、現在の時点での四点の項目については変更する必要はないと思います。ただ、先

ほど申し上げましたように、保安の重要性が増して

おります。そしてまた、そういう重要な保安対策を遂行するためには販売業者自身が強くならなければいけないという点も御指摘のとおりでござ

ります。

それから、第三十六点のLPGガスの販売事業の基準に適合した場合に許可をするということになつておりますが、現在の時点での四点の項目については変更する必要はないと思います。ただ、先

ほど申し上げましたように、保安の重要性が増して

おります。そしてまた、そういう重要な保安対策を遂行するためには販売業者自身が強くならなければいけないという点も御指摘のとおりでござ

ります。

それから、第三十七点のLPGガスの販売事業の基準に適合した場合に許可をするということになつておりますが、現在の時点での四点の項目については変更する必要はないと思います。ただ、先

ほど申し上げましたように、保安の重要性が増して

を明確にお示しいただきたい。

○左近政府委員 御指摘のとおり、LPGガス法は実施して十年たちますが、その経過におきましてむしろ事故は増加をする傾向にある。ことに消費者の取り扱いが適正であれば起こらなかつたであろうというような事故があえておるという点については、われわれも十分反省いたしております。したがいまして、実は一昨年の夏から昨年の夏にかけて一年かかって、消費者、それから販売業者、学識経験者に集まつていただきまして審議会で十分議論をいたしまして、こういう現状を開拓するにはどうしたらいいかということをいろいろ御検討を願い、その答申を昨年夏いただきました。その答申の中で法制化すべきものを今回の改正案として出したわけでございますので、われわれといたしましては、そういう事故の頻発の反省の上に立つてこの法律改正をお願いしたわけでございます。さらには法律の関しない部分につきましても、たとえば消費者の保安感覚とか第三者に対する事故に対する対策とかいろいろな点をいま実施をし、かつまた検討しておるわけでございます。

〔中島（源）委員長代理退席、山崎（拓）委員

長代理着席〕

われわれとしても、こういう事故の状態、決してよかつたと思っておりませんので、法律改正を一つの契機といたしまして、今後十分保安体制の強化を努めてまいりたいというふうに考えております。

○中村（重）委員 私は、LPGガスと都市ガスの問題について何十回質問したのか、また注意喚起

したのか、數え切れないようあるだけれども、

答えはいつも同じなんだな。いまのあなたの答えと

異なった答えはない。やります、PRします、法律をこう改正したから今度は事故を防止することにつながるだろうと言う。答えはそう出た、また

事故防止の対策、法律案を強化していくといふことになつたけれども、そうじゃないんだ。結果は逆の方にはかり進んでいるんだから。今度の改正

法案だつて、それはセンターの体制を強化すると

いつたようなこと、これならば保安体制も強化し、事故防止につながるんだろうという期待も持てるのだけれども、逆に若干不安を感じるような点もある。これで販売業者の保安に対する構えといふのが希薄になるんじゃないかなというような感じたがいまして、実は一昨年の夏から昨年の夏にかけて一年かかって、消費者、それから販売業者、学識経験者に集まつていただきまして審議会で十分議論をいたしまして、こういう現状を開拓するにはどうしたらいいかということをいろいろ御検討を願い、その答申を昨年夏いただきました。その答申の中で法制化すべきものを今回の改正案として出したわけでございますので、われわれといたしましては、そういう事故の頻発の反省の上に立つてこの法律改正をお願いしたわけでございます。さらには法律の関しない部分につきましても、たとえば消費者の保安感覚とか第三者に対する事故に対する対策とかいろいろな点をいま実施をし、かつまた検討しておるわけでございます。

〔中島（源）委員長代理退席、山崎（拓）委員

長代理着席〕

われわれとしても、こういう事故の状態、決して

よかつたと思っておりませんので、法律改正を

一つの契機といたしまして、今後十分保安体制の強化を努めてまいりたいというふうに考えておりま

す。

○中村（重）委員 私は、LPGガスと都市ガスの問題について何十回質問したのか、また注意喚起

したのか、數え切れないようあるだけれども、

答えはいつも同じなんだな。いまのあなたの答えと

異なった答えはない。やります、PRします、法律をこう改正したから今度は事故を防止すること

につながるだろうと言う。答えはそう出た、また

事故防止の対策、法律案を強化していくといふことになつたけれども、そうじゃないんだ。結果は逆の方にはかり進んでいるんだから。今度の改正

法案だつて、それはセンターの体制を強化すると

いつたようなこと、これならば保安体制も強化し、事故防止につながるんだろうという期待も持てるのだけれども、逆に若干不安を感じるような点もある。これで販売業者の保安に対する構えといふのが希薄になるんじゃないかなというような感じたがいまして、実は一昨年の夏から昨年の夏にかけて一年かかって、消費者、それから販売業者、学識経験者に集まつていただきまして審議会で十分議論をいたしまして、こういう現状を開拓するにはどうしたらいいかということをいろいろ御検討を願い、その答申を昨年夏いただきました。その答申の中で法制化すべきものを今回の改正案として出したわけでございますので、われわれといたしましては、そういう事故の頻発の反省の上に立つてこの法律改正をお願いしたわけでございます。さらには法律の関しない部分につきましても、たとえば消費者の保安感覚とか第三者に対する事故に対する対策とかいろいろな点をいま実施をし、かつまた検討しておるわけでございます。

○左近政府委員 LPGガスと都市ガスとの事故の比較でございますが、集計方法が若干違つておりますので、厳密な比較はできないのでございますが、昭和四十九年から五十一年までの平均をとりまして事故を比較いたしますと、LPGガスの場合は、事故の総件数では年平均五百四十件、都市ガスが年平均約百五十件ということになります。それから、事故によります。それから、事故によります。これは自殺を除きまして計算したわけでございますが、LPGガスの場合には、事故の総件数では年平均六十人、都市ガスが年平均約百人ということになります。それから、事故によります。それから、事故によります。これはガス中毒者も含むわけですが、LPGガスの場合には年平均六百人、都市ガスについては年平均約二百人ということです。

事故の様態は、都市ガスとLPGガスでさして変わりはございませんけれども、しいて言いますと、LPGガスは都市ガスよりも爆発、火災という事故が多い、都市ガスはLPGガスよりも一酸化炭素中毒事故が多いということございまして、その点が若干死者の点なんかにあらわれているんじゃない

かというふうに思います。

○中村（重）委員 一酸化炭素中毒といふ形で死亡事故は都市ガスが多い。それは言いかえると重

大事故だ。死亡事故が一番大変なんだから、重大事故は依然として都市ガスの方がが多い。都市ガスとLPGガスとの販売業者の構成というか、その

点は都市ガスはこのように注意をしているが、どうしてもLPGガスの方が販売業者の構成といふのが弱い、こういう点が問題点であるというよう感じられること、それをひとつ率直にお聞かせをいただきたい。どうなんですか。

○左近政府委員 保安に対する構えでございまして、自覚のある業界の方はそういうふうにありますし、自覚のある業界の方はそういうふうにしてやっていただいておるわけでございますが、何分、LPGガスの販売事業者は四万七千軒程度というふうに非常に数が多いわけでございますが、都市ガスは御案内のとおり会社の数も少ないし、中には相当大きなところもございまして、保安について非常に注意をしておるということございまして、したがいまして、総じて言えば、数が多い。したがいまして、総じて言えば、数が多い。第三者を巻き込む事例が非常にふえてくる。よりも立ちおくれておる方々がいるということは事実だらうというふうに考えております。

○中村（重）委員 事故が多くなる、そして大型化する、第三者を巻き込む事例が非常にふえてくる。

○中村（重）委員 事故が多くなる、そして大型化する、第三者を巻き込む事例が非常にふえてくる。そういうだけやはり保安についてまだまだ都市ガスよりも立ちおくれておる方々がいるということは事実だらうというふうに考えております。

○中村（重）委員 事故が多くなる、そして大型化する、第三者を巻き込む事例が非常にふえてくる。そういうだけやはり保安についてまだまだ都市ガスよりも立ちおくれておる方々がいるということは事実だらうというふうに考えております。

○中村（重）委員 同僚諸君からの質疑もこの点に集中的になされた

○中村（重）委員 同僚諸君からの質疑

業者が責任を持たない、たとえば消費者の取り扱いが不完全であったといったような場合についてどうするかというのがわれわれがいま検討しておる問題点でございまして、そういう方に対しても、保険の理屈から言いますと保険が支払われないわけでございますが、これに対して、原因は何であろうと、第三者の方がみずからはいわば何の自分のミスもなく被害を受けられたという方に対しても放置していいのかというのがわれわれのいま問題にしておるところでございます。これについては、たとえば保険制度をうまく運用するとか、あるいは先ほど申しました見舞い金をこういう場合にも拡充するとか、あるいは何か基金を積んで、その基金で処置をするとか、お舞い金を出すとか、いろいろな方法を現在検討しております。この秋までには結論を出したいということで現在検討中でございます。

○中村(重)委員 政府次官、あなたは政務次官に就任されて、何を一番重点的にいまは取り組まなければならぬとお考えになりましたか。

○野中政府委員 大変漠然とした御質問でございまして、何をかとも、中小企業から始まりまして、

あるいはまた通商貿易等、あるいはまた資源エネ

ルギー等、すべてないがしろにできないという現

在の日本経済でござりますので、どこにアクセン

トがあるかということではございません。全般的

に一生懸命やらなければいかぬというふうに考

ております。

○中村(重)委員 何でも一生懸命やらなければな

らぬ、それはそのとおりなんだ、しかし、一番大

事なのはやはり人間の生命ということだ。それが

最優先されなければならない。したがって、いま議

論されているような都市ガス業者であるとかある

いはLPガスの販売業者の業務行為というのはう

まくいっているだらうか、保安、安全という点は

どうだらう、どのような死亡事故であるとかある

いは負傷の事故が起っているだらうか、原因は

何かといったようなことは、私は、何より先に大

臣とか政務次官は考えていかなければならない、

業者が責任を持たない、たとえば消費者の取り扱いが不完全であったといったような場合についてどうするかというのがわれわれがいま検討しておる問題点でございまして、そういう方に対しても、保険の理屈から言いますと保険が支払われないわけでございますが、これに対して、原因は何であろうと、第三者の方がみずからはいわば何の自分のミスもなく被害を受けられたという方に対しても

は先ほど申しました見舞い金をこういう場合にも拡充するとか、あるいは何か基金を積んで、その基金で処置をするとか、お舞い金を出すとか、いろいろな方法を現在検討しております。この秋までには結論を出したいということで現在検討中でございます。

○中村(重)委員 政府次官、あなたは政務次官に就任されて、何を一番重点的にいまは取り組まなければならぬとお考えになりましたか。

○野中政府委員 大変漠然とした御質問でございまして、何をかとも、中小企業から始まりまして、

あるいはまた通商貿易等、あるいはまた資源エネ

ルギー等、すべてないがしろにできないという現

在の日本経済でござりますので、どこにアクセン

トがあるかということではございません。全般的

に一生懸命やらなければいかぬというふうに考

ております。

○中村(重)委員 おっしゃるとおりだ。火災にし

たって消防よりも防火の方が大事なんだ。事故を

未然に防止をするということが非常に重要なんだ

から、その点はそうやっても事故が起る、そし

てけがをしたり死亡したりするという事態が起

こっているわけだから、その点は最大限にひとつ、

いま秋までに結論を出すということなんだけれど

も、その結論はできるだけ早く、そして本当に中

身のある結論を出されてその対策が実施されるよ

うにしてほしいということを私は要請をしておき

たいと思います。

それから、事故にも関連をする問題として、都

市ガスとプロパンガスの供給区域の争いとい

うこと、これを調整するための地方調整協議会とい

うものもいぶん問題点を指摘をして、ようやく地

方調整協議会ができたんだけれども、おざなりな

んだ。その構成に至っては、どうも消費者の立場

であるとかあるいは都市ガスとプロパンガスのそ

うした問題を解消するということに対しても役立つ

ような役割りを果たしていない。だから、この構

成についても再検討しなさいということをばし

ば提言をしてきたけれども、余りそういうこと

がやりになつたような様子もない。地方調整協議

会なんというものは忘れてしまつたんじやなかろ

うかという感じすらするのだけれども、どうです

か。両者の供給区域の争いとか、地方調整協議会

がどのような実績を上げているのか、それから、

しばしば申し上げてきたこの委員の構成の問題等

についての考え方をお聞かせください。

○橋本(利)政府委員 まず、両当事者間の調整の

問題でございますが、御指摘のよう、LPGガス

から都市ガスに燃料転換をする過程におきまし

て、LPGの販売業者と都市ガス事業者との間に

トラブルが発生しておるということがございま

す。これに対しましても、私たちの基本的な立場

は、どちらの燃料を使うちかということは消費者の

選択ということにならうかと思ひますが、そ

ういった事態が発生すること自体が好ましくないと

いう立場から、いろいろと両業界を指導いたして

おるわけございまして、具体的に申し上げます

と、ガス事業法第八条に基づきまして都市ガス事

業者から供給区域の拡張の許可申請が出でくる、

そういう場合におきまして公聴会を開催するわ

けでございますが、その公聴会の場でLPGガス事

業者の意見を含めまして広く一般の意見を徴する

ことにいたしております。それから、個別案件に

つきましては、その必要度に応じまして話し合い

の場をあつせんする、あるいはただいま先生御指

摘のありましたような地方ガス事業調整協議会に

付議するというような対策も打つております。ま

た、両業界で特に保安につきまして友好協定を締

結するように指導いたしておりまして、現在、文

書によるものが四十一件、口頭によるものが二十

一件、合計六十二件友好保安協定といったもの

ますが、五十二年度におきまして、これは通商

産業局長の諮問に応じてございますが、全国で合計二十三回開催されております。その議題は、いずれも一般ガス事業者の供給区域内における簡便ガス事業の事業許可あるいは同区域内における供給地点の変更、こういった事項にかかるものを議題として取り上げておるわけでございます。次に、その協議会の構成メンバーについて必ずしも十分でないという御指摘でございますが、今後この協議会がその設立の趣旨に合致して十全に活動し得るようになります。現在の構成メンバーにつきましては、再点検と申しますか、検討をいたしたい、かようになっておきます。

○中村(重)委員 地方調整協議会でも、利害関係者をその委員にするということについては、やはり問題があるよう私には思ひます。かといって、通産省から説明をしてもらわないと何もわからぬ、わからぬから通産省が説明をすること、これは通産省の場合通産局ですから出先なんだけれども、その説明をしてもらつたことだけがわからぬ。それから、都市ガスがどうやつているんだ。それじゃ、実際は都市ガスがどうやつているのか、LPGガス業者がどうな行動をとつては、どちらの燃料を使うちかということは消費者の選択ということにならうかと思ひますが、そういった事態が発生すること自体が好ましくないという立場から、いろいろと両業界を指導いたしておるわけございまして、具体的に申し上げますと、ガス事業法第八条に基づきまして都市ガス事業者から供給区域の拡張の許可申請が出でくる、そういう場合におきまして公聴会を開催するわけですが、その公聴会の場でLPGガス事業者の意見を含めまして広く一般の意見を徴することにいたしております。それから、個別案件につきましては、その必要度に応じまして話し合いの場をあつせんする、あるいはただいま先生御指摘のありましたような地方ガス事業調整協議会に付議するというような対策も打つております。また、両業界で特に保安につきまして友好協定を締結するように指導いたしておりまして、現在、文書によるものが四十一件、口頭によるものが二十一件、合計六十二件友好保安協定といったものですが、五十二年度におきまして、これは通商

うようなことでうまくいっているのだというふうに評価をされないよう、その点だけは御注意をおしあげておきたいというふうに思います。  
それから、都市ガス及びプロパンガスの円高為替差益ということ、これはどの程度メークー段階において、プロパンガスの場合は小売に対しても円高差益というものを還元をさせていると把握していらっしゃるのか、そのことは消費者にも関係していくわけだから、それをひとつお聞かせください。

いますが、一応の前提を置きましてとりあえず試算いたしましたところ、約三百億円程度ではなかなかどうかというふうに見ております。この差益の扱いでございますが、約半分がコストアップで吸収されて、あと半分が価格引き下げという形で還元されているんじやなからうかと見ております。コストアップ要因といたしましては、FOB価格が上昇しているとかあるいは運賃諸掛かりあるいは防災費、こういったものがかなり上昇いたしておりますわけでございます。一方、価格の点につきまして、まず元売り仕切り段階では少なくともトン当たり二千円程度以上引き下げになつておるといいますか、値下がりの現実になつておるんじやながろうかというふうに見ておるわけでございますが、小売段階におきましては、こここのところ十キロ換算で大体千六百八十円程度ですと弱含みの横ばいといったような状況でございます。これは御承知のように、小売段階になりますと非常に零細企業が多い、人件費がコストの五〇%を超える程度になつておるというようなところから、元売り仕切り価格ほどには鋭敏に小売価格に反映してこないということもありますかと思いますが、いざに言えるかと思います。しかし、もちろんこれでございますが、横ばいで推移しているというその限りにおいては価格に反映されておるというふうにございまして、人件費その他経費の上昇がござりますが、横ばいで推移しているというその十分ではございませんので、小売流通段階における企業体質の改善ということも並行して進めてい

○中村(重)委員 どうも橋本長官の答弁を聞いています。すると私は奇異な感じがするのだけれども、プロパンの場合、十キロボンベで、ほかも調べているだけれども、長崎県のを見ると千六百円から千八百円だ。平均千七百五十円、全然下がってないのです。これだけ田高で輸入は安く入っているわけだから、当然その差益というものは還元されなければならぬ。小売業者が計算してみると、小売店に還元されているのはメーカー段階の差益の三分の一です。その小売店も小売価格というものは下げてない。十分であるとは思いませんといふ答弁はいただけないのだ。幾らかでも下がつていいのだったら、それは理解できるんです。十分でないと思いますということは、人件費も幾らか上がっている。また、小売店というのはいままでも相当苦しい経営をしてきてるわけだからして、メーカー、卸段階において若干卸価格が下がつても、直ちに小売価格を引き下げるということまでなしえないと、いふ一面があるということは、私は理解をするのです。しかし、だからといって、それでやむを得ないので、それわけにはまいらない。それができるようにしなければならない。

それじゃ、メーカー、卸段階においてその差益を小売店に還元をしてやる、そしてあなたの方もそれを引き下げるよう、メーカー、卸段階から小売の段階においても積極的に調査をして、行政指導をしていくというようなことではないといけないじやありませんか。下げていないのに対しても、十分だとは思いませんというようなそういう答弁では、答弁のための答弁だと指摘をしなければならないと私は考えます。そうでないということが言えましょうか、いかがですか。

○橋本(利)政府委員 トン当たり二千円程度以上の元売り仕切り価格の引き下げでござりますから、そのまま直に十キロボンベに換算すると二十円程度の値下がりが現実のものとならなければおかしいということは御指摘のとおりでございま

す。ただ、私から申し上げるまでもなく、メーカーから御を通じまして小売段階に至るその流通過程が非常に複雑である、あるいは特に小売段階におきましては零細企業が多いということで、いろいろ企業体質改善のための措置も講じておるわけでございます。そういったことを踏まえまして、私自身としては、せっかくのトン当たり二千円以上の元売り仕切り価格の引き下げが最終消費者価格に及んでないという点は非常に遺憾に思つておるわけでございまして、もちろんその意味からいたしましても、一段と体質の改善を進めなくちゃいけないという立場でございます。近促法による合理化、近代化の後を受けまして、ことしからはいわゆる構革事業に取り組みたいということで現在作業を続けておるわけでございます。そういった体質改善と相まって、元売り仕切り価格の引き下げがさらに小売段階、消費者価格にまで反映するようになります。われわれも努力したい、かように考えておるわけでございます。

は消費者の選択であるといふ考え方をもつて指導してもらひんではないと——都市ガス業者は供給区域の認可を受けている。ほつたらかしてあつたから、供給区域をいつまでもほつたらかしてはいけない、というので、あなたの方の指導によって一定の期限を置いた。だけれども、その供給区域の認可を受けて供給する責任があるけれども、サボつてきた。採算がとれないからということでやらぬい。そしてその延期を認めてくるということでお消費者が非常に迷惑をする。そこに今度はプロパン業者が行つて供給をしてきた。家もあつた、都市ガスを供給しても採算がとれると都市ガス業者は考えて、ここはおれの供給区域だからおまえのきなさい。そういうことで争いになる。それは問題なんだ。それはそれなりにかわつてやつたんだから、営業行為で利益も上がつただろうけれども、少なくとも消費者の利益を守つてきたことだけは間違いないんだから、その実態を十分つかんだ上で、そうした供給区域の問題が円満に解決されるようにする必要がある。

あとは都市ガス業者の商権に入ってしまうから、LPG業者は追放されてしまう。パンザイする。私は、最終的には消費者の選択である、それは否定しないのです。肯定しますが、そうした関係を十分理解をされて適切な指導をされる必要がある。

それから、供給区域でないところは補償でないといけない。それは見舞いであつてはいけない、補償であるべきだ。都市ガス業者の供給区域でないところに商売をやっているわけで、それを供給区域の認可をもらって、おまえのきなさい、こう言うんだから、それも最終的には消費者の選択であろうけれども、供給区域をサボっておった場合と、そうでない新たな供給区域としての認可を受けた場合とは、扱いはおのずから変わつてこなければならぬ。前者が見舞いならば後者は補償でなければならぬ、そういう基本的な考え方の上に立つて両方の間で円満に話し合がなされないと消費者が迷惑をすることになります。ひとつ長官、○橋本(利)政府委員 両業者間の調整をする当たりましては、商権を侵害するというあるいは商権を譲り受けるというか、そういうケースもいろいろあるわけでございますので、よくその実態に即応して調整をやりたい、かように考えております。

○中村(重)委員 さて、今回の改正法案で保安センターに調査業務を委託するということになるわけですが、液化石油ガス販売業者の調査義務が全面的に免除されることになる。結局調査業務をセントラルに委託すると、今度は保安センターがやることになるんだが、その場合に、販売業者の保安意識というものが低下するおそれはありませんか。いかがですか。

○左近政府委員 今回の改正によりまして、都道府県知事の認定を受けた保安センターに業務を委託いたしますと、従来LPGガスの販売事業者に義務づけられておりました調査義務はその委託した範囲において免除を受けまして、その責任は保安

センターにかかるということになります。したがいまして、いまお話をありましたように、そういう義務を保安センターに任せたからということでおまえのきなさい、こうすることになるというようにわれわれは考えております。本来基本的な考え方としては、やはり販売事業者が保安の確保も同時にやる、したがいまして、調査義務もみずから履行するというのが一番望ましい形であります。しかしながら、現実として非常に零細な事業者、その他共同でやった方がメリットがあるという場合に保安センターでやることで、いわば保安センターは補完的な働きをするというふうに考えておりますので、確かに保安意識の低下は防止しなければならぬと思っております。

ただ、今回の改正をお認め願えますと、実は販売事業者は、調査義務以外に、供給設備、つまりポンベとか調整器、メーターに至るまで常に安全に維持していくなければならないという義務がかかるわけでございます。したがいまして、その点はポンベを交換するたびに現場へ行ってそれを見るとか、いろいろなことをして保安の業務をやらなければいけないという義務がかかるわけでございます。したがいまして、この点はボンベを交換するたびに現場へ行ってそれを見るとか、いろいろなことをして保安の業務をやらなければいけないという任務がかかるべきだと思います。したがいまして、調査業務は仮に保安センターに委託いたしましても、そちらの方の義務がかかります。

○中村(重)委員 さて、この保安センターや保安センターに調査業務を委託するということになるわけですが、液化石油ガス販売業者の調査義務が全面的に免除されることになる。従来の方法でやつて保安の維持ができる事故が起つた場合には責任は追及されない。ただ調査をしました、検査をしましたといふことでその責任は免れるということだ。そして火災等が起つた場合には責任はどこなんだということではつきりしない事態が起つたのではないかといふふうに思うのだけれども、いかがですか。

○左近政府委員 従来の事故調査の結果の報告にばかり起こるということが具体的な数字としても

あらわれてきている。あなたの方も認められたわけだ。だから今度は保安センターにそれを委託した。そういうことによつて保安体制が非常に強化をされる。

#### 〔山崎(拓)委員長代理退席、委員長着席〕

同時に、販売業者はそれだけ保安、安全面において能力を十分發揮し得る体制、そういうものが伴つていかないとやはり希薄になる、それは避けられないと思ふ。あなたがおっしゃつたことは願望に終わる可能性があるというふうに私は考えますから、その点は十分留意してほしい。

それから同時に、保安センターの育成強化ということ、これは相当思い切つておやりにならないと、法改正によつてこういう制度ができたことがかえつてマイナス要因になる可能性なしとしないということを、むしろ私はこれは注意ということよりも警告をしておきたいと考えるのです。

ということは、今度保安審議会の答申で、「液化石油ガス設備の維持責任関係は、屋外は販売業者、屋内は主として消費者が分担するよう明確化することが妥当である」という答申、これに基づいての法改正――電気工事の場合がそうだったのですね。九つの電力会社が屋内についての責任は持つておつたのです。ところが、電気事業法の改正によって屋内は消費者が責任を持ちなさいといふことになつた。そして軒先から先が電力会社ということに責任が分担された。そのため電力会社は物すごい負担を軽減される。逆に言えば利益といふ形になつてきた。事故が起つたのかといふと、事故は起つるけれどもその点が明確でなくなつたのだ。電気事業者も電気工事業者が工事をやつた後は検査をする義務がある。そこで保安センターもこれはやる義務がある。しかし、それは検査をするだけであつて、その検査の結果が間違つておるうとも何であろうとも、その責任は追及されない。ただ調査をしました、検査をしましたといふことでその責任は免れるということだ。そして火災等が起つた場合には責任はどこなんだということではつきりしない事態が起つたのではないかといふふうに思うのだけれども、いかがですか。

○中村(重)委員 この器具等の規制というのはいふことだと私は思うのだけれども、従来器具の不備からの事故というのは比率としては余り多くなってきたのではないかといふふうに思うのだけれども、いかがですか。

時間が関係があるので、端的にお答えください。

○左近政府委員 従来の事故調査の結果の報告に

こつてきている。

だから、私はその点を強く指摘をして、一昨年でしたか、消費者の選択によつて電気工事業者に一番事情がわかつてゐるのだから、保安点検をする道を開いたということです。それによつて事故を少なくすることにつながるだろうし、工事をした人がその責任を持つといふことにもつながつていくだろうといふ期待を持っているわけですか。しかし、消費者の選択によつて電気工事業者に保安意識を低下させる、これは大変

よつて分類をいたしました内容では、大体一割ないしはもう少し多いと思いますが、大体一割ないことで比較的小さく出でております。

○中村(重)委員 お答えのとおりで、器具の不備という点からの事故は余り多くなかつた、一割程度だということですね。むしろガス器具を誤つて操作をするとかあるいは市販しているところの器具を自由に購入して取りつけたための事故というのが多いように私の調査ではなつていますが、それならば、これはそういうことがないようになつて何らかの形でカバーしなくちゃいけないのじやないか。残念ながら、この法律の改正の中にはそういう点は見受けられない。

そこで、私は、これは試案だけれども、そういう市販しているところの器具、これは検査をしてバスしたものでないといけないということになつているのだけれども、取りつけをやるものだからそういう取り扱い上の問題も出てくるだらうということになつてくるわけで、報告義務というものを考えてみたらどうだらうか。簡単ではないだらうけれども、何かやらないと、これは依然としてこの点からくる事故は防止できない、こういうことになりますが、いかがです。

○左近政府委員 いま御指摘のように、器具の欠陥ということになりますと、わりあい事故につながる件数は少ないのですが、実は器具の取り扱いがうまくいかなくて事故が起つたという場合は、いわば消費者の取り扱いミスという形で出でますりりますものが相当あると思います。したがいまして、理想的に申しますと、器具の設計なりつくり方が、少々ミスをしても事故の起こらないようにあるいは取り扱いミスが起こらないような構造になつているというふうなものが望ましいわけございます。したがいまして、今後、検定をしております品目につきましては検定基準等に検討を加えまして、そういう理想的な形での器具に一歩でも近づくように指導してまいりたいと思います。

それから、現在十一品目を政令で指定して、常

時使われるものあるいは事故がもし起ると大変なものというものを指定しておりますが、それ以外の品目につきまして、今回の法改正において第二種の器具ということで指定をいたしまして、これについては製造事業者あるいは輸入業者が届け出をする、それから一定の技術上の基準を守るという義務をつけ加えることにいたしました。これによつて、いやしくもガス器具と言われるようなものについては、少なくともわれわれがそれを把握でききてチェックできる、それから一定の技術基準は守らしめ得るという形に持つてきました。その後もし必要があれば検定を要する品目をふやしていく、それからまた、検定の内容も、先ほど申しましたように取り扱いのミスが起らぬよううな器具にどんどんしていくということをやってまいりたいと考えております。

○中村(重)委員 起こつてはならない、起こらなければ、いつかは事故が事実上起こつておつたということがあります。それで、いまのあなたの答えで私が問題視したところをカバーできるというように、今回の改正の点等についても、あるいは今後の省令であるとかあるいはその他の規則であるとかいろいろなこととカバーしていくんだろうと思うのであります。

○左近政府委員 いま御指摘のように、器具の欠陥などがあるいはその他の規則であるとかいろいろなこととカバーしていくんだろうと思うのであります。

○中村(重)委員 お答えのとおり私が指摘をした点が十分カバーされて、起こるはずがない、起こつてはならない事故が起つておつた、それが本当に起こらないようにしてほしいということを申し上げておきます。

それから、このLPGのような温度や地震等いろいろな関連の強いものを、北海道の寒冷地から九州の暖地まで一律の規制というのはいかがなもんだろうかというように私は思うのですが、この点どうですか。

○左近政府委員 LPGガスの設備につきましては技術上の基準というのは、寒冷地とか屋外の気象条件というものを考えまして、相当過酷な条件でござるというのが現状でございます。これは地域的にいわゆる寒冷地と言われないところでも、たとえ

ば少し山間地へ行きますと温度が下がるといふこともござりますし、それから、機器自身が販売されてどこに売られるかわからないといふような問題もござりますので、一律の基準を決めて出をする、それから一定の技術上の基準を守るという義務をつけ加えることにいたしました。これによつて、いやしくもガス器具と言われるようなものについては、少なくともわれわれがそれを把握でききてチェックできる、それから一定の技術基準は守らしめ得るという形に持つてきました。その後もし必要があれば検定を要する品目をふやしていく、それからまた、検定の内容も、先ほど申しましたように取り扱いのミスが起らぬよううな器具にどんどんしていくことをやってまいりたいと考えております。

○中村(重)委員 一律でやらない点もおつしやるようになりますが、やはり保安と安全を期するという点から、やはりそうした寒冷地であるとか温暖の地域であるとか、そういうものによって適切な規制を加えていくということをおやりになる必要がある。そのためには、都道府県知事の裁量に任せると、うな点も私はあってよろしかろうというふうに考えるのです。たとえば今度の改正では、屋外のゴムホース、これは省令で決めるだらうけれども、これもいわゆる積雪地だけに必要な点であつて、その他のところはいわゆる現在の転倒、転落防止というだけで足りるのではないかといふように思われる。よくするのではなくいかといふように思われる。よくすることはいいことだから、私は、よくすることを、ただ経費がたくさんかかるからそんなことはやらないでもいいじゃないかといふような後ろ向きのこととを言おうとは思わない。だけれども、適切におやりになるということと、もっときめ細かく施策を講じていくということが必要だと思いますよ。そういう点はひとつ十分御留意いただきたいということを要請をしておきます。

それから、配管検査の方法というものは省令で決められるのだろうと思うのですが、この点どうであります。

○左近政府委員 お答えのとおり私が指摘をした点が十分カバーされて、起こるはずがない、起こつてはならない事故が起つておつた、それが本当に起こらないようにしてほしいということを申し上げておきます。

それから、このLPGのような温度や地震等いろいろな関連の強いものを、北海道の寒冷地から九州の暖地まで一律の規制というのはいかがなもんだろうかというように私は思うのですが、この点どうですか。

○左近政府委員 LPGガスの設備につきましては技術上の基準というのは、寒冷地とか屋外の気象条件というものを考えまして、相当過酷な条件でござるというのが現状でございます。これは地域的にいわゆる寒冷地と言われないところでも、たとえ

ば少し山間地へ行きますと温度が下がるといふこともござりますし、それから、機器自身が販売されてどこに売られるかわからないといふような問題もござりますので、一律の基準を決めて出をする、それから一定の技術上の基準を守るという義務をつけ加えることにいたしました。これによつて、いやしくもガス器具と言われるようなものについては、少なくともわれわれがそれを把握でききてチェックできる、それから一定の技術基準は守らしめ得るという形に持つてきました。その後もし必要があれば検定を要する品目をふやしていく、それからまた、検定の内容も、先ほど申しましたように取り扱いのミスが起らぬよううな器具にどんどんしていくことをやってまいりたいと考えております。

○中村(重)委員 一律でやらない点もおつしやるようになりますが、やはり保安と安全を期するという点から、やはりそうした寒冷地であるとか温暖の地域であるとか、そういうものによって適切な規制を加えていくということをおやりになる必要がある。そのためには、都道府県知事の裁量に任せると、うな点も私はあってよろしかろうというふうに考えるのです。たとえば今度の改正では、屋外のゴムホース、これは省令で決めるだらうけれども、これもいわゆる積雪地だけに必要な点であつて、その他のところはいわゆる現在の転倒、転落防止というだけで足りるのではないかといふように思われる。よくするのではなくいかといふように思われる。よくすることはいいことだから、私は、よくすることを、ただ経費がたくさんかかるからそんなことはやらないでもいいじゃないかといふような後ろ向きのこととを言おうとは思わない。だけれども、適切におやりになるということと、もっときめ細かく施策を講じていくということが必要だと思いますよ。そういう点はひとつ十分御留意いただきたいということを要請をしておきます。

○左近政府委員 お答えのとおり私が指摘をした点が十分カバーされて、起こるはずがない、起こつてはならない事故が起つておつた、それが本当に起こらないようにしてほしいということを申し上げておきます。

それから、このLPGのような温度や地震等いろいろな関連の強いものを、北海道の寒冷地から九州の暖地まで一律の規制というのはいかがなもんだろうかというように私は思うのですが、この点どうですか。

○左近政府委員 LPGガスの設備につきましては技術上の基準というのは、寒冷地とか屋外の気象条件というものを考えまして、相当過酷な条件でござるというのが現状でございます。これは地域的にいわゆる寒冷地と言われないところでも、たとえ

ば少し山間地へ行きますと温度が下がるといふこともござりますし、それから、機器自身が販売されてどこに売られるかわからないといふような問題もござりますので、一律の基準を決めて出をする、それから一定の技術上の基準を守るという義務をつけ加えることにいたしました。これによつて、いやしくもガス器具と言われるようなものについては、少なくともわれわれがそれを把握でききてチェックできる、それから一定の技術基準は守らしめ得るという形に持つてきました。その後もし必要があれば検定を要する品目をふやしていく、それからまた、検定の内容も、先ほど申しましたように取り扱いのミスが起らぬよううな器具にどんどんしていくことをやってまいりたいと考えております。

○中村(重)委員 一律でやらない点もおつしやるようになりますが、やはり保安と安全を期するという点から、やはりそうした寒冷地であるとか温暖の地域であるとか、そういうものによって適切な規制を加えていくということをおやりになる必要がある。そのためには、都道府県知事の裁量に任せると、うな点も私はあってよろしかろうというふうに考えるのです。たとえば今度の改正では、屋外のゴムホース、これは省令で決めるだらうけれども、これもいわゆる積雪地だけに必要な点であつて、その他のところはいわゆる現在の転倒、転落防止というだけで足りるのではないかといふように思われる。よくするのではなくいかといふように思われる。よくすることはいいことだから、私は、よくすることを、ただ経費がたくさんかかるからそんなことはやらないでもいいじゃないかといふような後ろ向きのこととを言おうとは思わない。だけれども、適切におやりになるということと、もっときめ細かく施策を講じていくということが必要だと思いますよ。そういう点はひとつ十分御留意いただきたいということを要請をしておきます。

○左近政府委員 お答えのとおり私が指摘をした点が十分カバーされて、起こるはずがない、起こつてはならない事故が起つておつた、それが本当に起こらないようにしてほしいということを申し上げておきます。

それから、このLPGのような温度や地震等いろいろな関連の強いものを、北海道の寒冷地から九州の暖地まで一律の規制というのはいかがなもんだろうかというように私は思うのですが、この点どうですか。

○左近政府委員 LPGガスの設備につきましては技術上の基準というのは、寒冷地とか屋外の気象条件というものを考えまして、相当過酷な条件でござるというのが現状でございます。これは地域的にいわゆる寒冷地と言われないところでも、たとえ

ないから、講習をすることを私は否定はしないけれども、余り形式とらわれ過ぎておるという感じがするので伺うのです。いかがですか。

○左近政府委員 講習につきましては、やはり講習を受ける人の技術水準というのを考えまして、もうすでにLPGガスの配管についてある程度知識のある人については、講習の免除制度というものを設けて活用いたしまして、従来の資格から見れば当然そういう知識を持っておるという者については免除をいたしまして、比較的短期の講習で終了できるということにいたしたいというようになります。

○中村(重)委員 私が言うのは、講習を受けないとということを否定しないのです。しかし、形式に流れはいけない、あるいは講習を受けたからいんだ、そういうことであってはいけませんよ、こう言つておられるのです。その点は実体でいく、そういう点は十分考えてほしい。それは、弁護士であるとか裁判官といふものは司法書士よりも能力は高い、上級なんですよ。だからこの講習を受けなくたつてそれだけの能力があるからいいじゃないか、だから講習を受けさせなくたつていいじゃないかと私は言わぬ。講習は受けける。これでもかこれでもかぐらうにやつてもらわないと、大切な命といふものに關係をしてきますから。おやりになるならば、それだけの講習をやつたといふ形でだけに流れないよう、実体が十分伴うような中身のある講習をおやりになる必要がありますよ、こう申し上げているわけですから、それには異論がないでしようから、十分やつてほしいといふように考えます。

それから、都市ガス業者というのは、最近、これは簡易ガスという面で認めておる点もあるのだけれども、子会社をつくつて、プロパン業者がやることをじんじん子会社にやらせている。最近は電力会社まで子会社を持って電気工事をやらせようということになる。これは独禁法といふ精神からいっても、私は問題があるようと思う。やはり都市ガス

業者は都市ガスに徹する、そして重大事故というものを発生させないように十分留意させる、そしてやはりプロパンといふのはプロパン業者にやらせる、電力会社は電力会社の業務をやる、そして電気工事業者がやるようなそういう中小企業の分野を侵さない、お互いに分野を尊重しながら十分な経営をやつしていくということでないと、せっかく自分の分野といふもので経営もし、生活をしている、それを資本力に物を言わせて力の強い者がその分野を荒らしてくるということになつてくると過当競争になる。肝心かなめの保安、安全といふものを軽視するという形になりますから、この点は今後十分指導してもらわないといけない。これは橋本長官の分野になるんだから、ひとつ長官からお答えください。

○履帯政府委員 ただいま御指摘ございましたように、公益事業でございます電気事業あるいはバス事業の会社が、不當に中小企業を圧迫するような形で営業活動を行うというのは望ましくないことをござりますので、御指摘の点を十分踏まえまして指導してまいりたい、かように考えておられます。

○中村(重)委員 明確なお答えでしたから、そのお答えがさびないよう、ひとついまのひしつとしたお答えのように、そういうように指導してやらせてくださいよ。隣に山口審議官もおられるので、分野法の方は先覺者なんだから、十分その意見を交換しながらやつていただきたいということを要請をしておきます。

それから、運輸省の自動車局から大丸整備部長さんがお見えですが、私は、どうも首をかしげるような点があるのはオートガスですね。オートガスといふのはタクシー車にのみ使用が限定されているような気がするんだけれども、限定をしているのじやありませんと言つたが、実際はタクシーだけしか使つていな。それからタクシーオートガスの上がり車は使つていますね。その他の車にどうしてオートガスを使わせないんだろうかという感じがするんですよ。

○犬丸(令)政府委員 LPG車が燃費の点において、費用でガソリン車に比べて約六割程度あるといふ点については、大体そのとおりだと考えております。それから、排気ガスでございますが、これはNO<sub>x</sub>並びにHCにつきましてはガソリンと大体同等でござりますが、CO、一酸化炭素におきましてガソリン車にすぐれた性能があるといふ点についても御指摘のとおりでございます。

しかば、なぜタクシーが最も多くてそれ以外の自動車に使用されないのかといふ点でございますが、これは私ども特にLPGガス車についての抑制のそいつたことをやつておるわけではございません。ございませんが、LPGガスの場合におきましては、製作段階において、これはユーチーに直接関係はございませんけれども、燃料容器に對する高圧ガス取締法の適用がある。それから、保安基準におきましては容器の車両への取りつけ方法、それから排気管、電気装置に対する遮熱装置、それから車室内に漏れることがあつては危険ありますので隔壁の設置、消火器の備えつけの対策を保安基準によって規定いたしております。しかしながら、これはメーカー等製造段階における問題でございます。使用段階においての問題と申しますのは、第一番にはやはり漏れのおそれがあり余っていますから安いですよ。四十三円から五十円くらいなんです。これは価格の問題は半分以下ですね。ところが、ガソリンといふのはガソリンの方がブタンよりも伸びますからね。それにしても、総合してみると六割程度オートガスの方が安い。そしてこれはクリーンでしょ。それはガソリンの方がブタンよりも伸びますからね。それにしても、走行キロといふのは、こに説法なんだけれども、走行キロといふのは、こ

ロリッターが百十円から百二十円ぐらいですね。オートガスはブタンですから、ブタンといふのは

なつてくると、上がり車にも使わしてはいけないし、普及もさせてはいけない。ところが、そうでなくて、それはやはり使つてはいるということになつてくると、それが必要だらうといふようにあなたの方もお考えになつていらっしゃるんでしょから、それらの点を十分勘案しながらいい物を使わしていくといふことです。大気汚染といふのは大変重要な問題點であります。重ねて申し上げると、そのためにはクリーンエネルギーといふものはできるだけ使っていくといふことにしなければならない。だから、原油の輸入というものをできるだけ省エネルギーで節約をして、それにかわる代替のエネルギーといふものが大事ですから、その点は十分ひとつ指導をしていただくといふことで、いいことはどんどん普及していくといふことに格段の御配慮をいただきたいといふことを要請をいたしておきたいと思います。

時間が参ったようございましてから、これで終わります。

○野田委員長 宮田早苗君。

○宮田委員 液化天然ガスが今日国民の日常生活にとってきわめてウエートの高いエネルギーであることは、各方面で指摘されておる限りであります。それだけに、消費者の安全に対する考え方があがまれば結構なことなのであります。しかし、普及率の向上に比例して悲惨な事故が後を絶たないのが実態だと思います。このような実態に即して、政府が高圧ガス及び火薬類保安審議会の答申を受けて今回法の改正案を策定されたことは、まことに時宜を得たことだということをまず冒頭申し上げまして、若干の質問に入らせていただきました。

まず、液化石油ガスの需給関係についてお伺いしたいのですが、单年度で見ますと、五十年、五十一年度は需要が供給を上回り、五十二年度から、わずかでございますが、供給が需要を上回る実績あるいは予測数値となつております。また、需要の拡大につれて輸入量がかつての五〇%ラインから六〇%台にあえてきたのも特徴と言えます。海

外への依存度が高まつてゐるわけであります。この中期的な安定輸入のために政府はどのような手を打つておられますか。また、国内の生産体制強化策についてお尋ねをまずいたします。

○橋本(利)政府委員 昭和五十二年度のわが国の液化石油ガスの需要量は約千百六十万トンでござります。これに対する供給が約千百八十万トンであります。うち国内の生産が四百四十万トン、輸入が七百四十万トンでございまして、御指摘のように輸入比率は六割を超えるに至つておるわけでござります。今後、せんたつて策定いたしました石油供給計画によりますと、昭和五十七年度の需要は千五百五十万トンと見込んでおります。これに対しまして、国内生産が五百三十万トン、輸入は千五十五万トンと想定いたしておりますので、五十七年度における輸入比率は七〇%近くになるうかと見ておきます。さらに、昭和六十年度に

大を見込んでおるわけでございますが、これに対する考え方をしまして、中東地域、特にサウジアラビア、イラク、クウェート、アブダビ、あるいはインドネシア、こういったところでそれぞれ増産のプロジェクトを進めておりますので、こういったプロジェクトが実行に移されることによつてこの程度の輸入は確保できるといふふうに考えておるわけでございます。

○宮田委員 申し上げましたように、国内需要のバランスを見ますと、ほとんど余裕がないのじやないかといふふうにも思われるわけです。当然原油の備蓄と同じような考え方でこのLPの問題も備蓄をするといふことによろしいですか。

○橋本(利)政府委員 増大していく需要に対して

石油につきましては現在いわゆる備蓄法に基づきまして備蓄義務が課せられておるわけでございますが、LPGは備蓄法の対象になつております。そういうふうなことについては、検討課題としてお許しいただきたいと思います。

○宮田委員 LPガスの輸入依存度が高いことから、さきにも質問が出ておりましたが、最近の円高によつていわゆる輸入差益がこの業界にも当然生じているわけです。末端の小売価格が五十年

が二十基地で約百五十万トンでござります。このほかに、製油所の中にタンクを持っておりますが、これが約五十万トン、これが現状でございます。今後とも先ほどから御指摘のありましたように需要が増大していく、それに応じまして輸入が増大していくわけでござりますので、この程度のタンク能力では不十分である、輸入基地の建設を進めいく必要がござりますので、当面、さあたつて、昭和五十五年度末までに百万トンのタンク増設の計画を持っています。ここまで持つていきましたと、輸入量ベースで約百日分に相当するわけございます。ただ、御承知のように、土地の取得あるいは資金調達の困難性といったような問題もござりますので、いわゆる立地対策交付金の対象にLPGタンクも取り上げたいと考えております。ただし、開発銀行に融資枠を設定いたしまして、所要の資金調達を助成いたしたい、かよう

に考えておるわけでござります。

○宮田委員 もう一度念のためにお伺いいたしますが、いま石油の備蓄と一貫した考え方でとらえ

て、そのため立地に対するいろいろな助成というものをお考えになつておる、いわゆる石

油の備蓄と同じような考え方でこのLPの問題も

備蓄をするといふことによろしいですか。

○橋本(利)政府委員 増大していく需要に対し

て消費者価格に必ずしもまだ十分にそのまま反映されでおらない。これは流通段階にいろいろな問題点があるわけでござります。

○宮田委員 円高のメリットをどう生かすかとい

うことについては、いろいろな方法が考えられる

わけでござりますが、中でも、この業界の、いま

も御指摘されたと思ひますが、流通形態の複雑さ

がその価格形成を複雑にしているといふ指摘が非

常に多いわけでござりますが、これをいろいろ長

い間、合理化といいますか、その点でとらえてお

いてになっておると思ひます。こういう問題につ

いて、政府として、さらに具体的にどうこの問題

を解明をしたら円高といふことについて益

が円滑に消費者に返つてくるか、そういう問題に

ついて何かありましたら、お答え願いたいと思ひます。

○橋本(利)政府委員 LPガスの流通経路といたし

ましては、通常の形態は、LPガスマーケット、こ

れは生産、輸入業者両方この中に含まれるわけで

ござりますが、それから元売り業者、卸売業者、

小売業者を経て消費者に至る、こういうことでござりますが、卸売段階ではさらに第二次、第三次といったような業者も介在しておるということです、非常に複雑であるわけでございます。一方、細企業が多くございまして、経営基盤が脆弱である、あるいは担保力、資金調達力が弱いといった企業体質上の問題点がございます。さようなどから、昭和四十六年度に中小企業近代化促進法の指定業種にいたしまして近代化、合理化を進めてきたわけでございます。現在までのところ、この計画に基づきまして回転式充てん装置の普及、容器の大型化、供給センター、配送センターの施設、こういった点は目標を達成いたしておりません。ただ、この業界の特殊事情もございまして、事業者当たりの月間取扱量というのは必ずしも目標値を達成いたしていないという状況でございます。

今後の問題といたしまして、本年度から構造改善事業に取り組みたい、こういう観点から、経営

規模の適正化、流通の合理化あるいは設備の近代化、こういった事項について推進いたしたいとい

うことで、それぞれの事項について現在検討を進

めており、この検討の経過を踏まえまして構革事

業を発足させることにいたしたい、こうしたこと

によりまして体质の改善を図っていきたい、かよ

うに考えております。

○宮田委員 ちなみにお聞きをしておきたいのは、業界といいますか業者といいますか、言うな

らば今までの新規商、そういう方々がプロパン

ガスの営業にかわられたということで、個人で商

売をしておいでになる数、あるいは会社という形

をつくつてやつておられます業界といいますか、

そういう比率といふものをお調べになつたことが

あるわけですか。もしも調べになつておりました

ら、どの程度の割合になつておるかといふことを、

わかつておりますならばお知らせ願いたいと思ひます。

○橋本(利)政府委員 経営形態別に見ますと、個

人企業が約五五%，会社が約三五%，組合形式が一〇%でございまして、個人經營あるいは兼業者が多いというのが現状でございます。

○宮田委員 そこで、関連も出てくるわけでございまして、その前に、ガス器具の欠陥品対策はこれまでの法改正でかなり改善あるいは前進しておるわけですが、最近の実態はどうなっておるか、その点まず御説明願ひます。

○左近政府委員 LPGガス器具の欠陥品が発生をいたしまして、それが一般に出回るいろいろと事故の起こるおそれがあるということで、回収をするという位置を最近やつたものがございます。

たとえば昭和四十七年から五十年の間に、自動切

りかえ調整器についてや不良品が発生したとい

うことで、それを回収したという事例もございました。

LPGガス用の例のガス漏れ警報器でございますが、これも昭和四十九年の試買検査をやりました

結果、やはり検知濃度に問題があるということで、回収させたといふケースもございます。

そういうことで、それを回収したといふことは、LPGガス漏れ警報器についてどういいます

が、やはりこのガスの事故防止に非常にいい役割を果たすということ、昨年六月に通達を出し

まして普及促進を図っておりますし、また、これを普及するため日本開発銀行によるリース制度

を普及するためのガスの事故防止に非常にいい役割を果たすということ、この販売事業者にリースいたしまして普及を図っております。

そういうことでござりますので、われわれ行政措置といたしましてはこの普及を促進しておる

わけでございますが、ただ、現在の警報器では、性能の維持といふものがアフターサービスをよく

やらないとまだ若干不安な点があるといふことがございますので、設置の義務づけといふところま

でまだ踏み切れないのであります。これはまたガス漏れ警報器の性能の向上といふものを図ります。

そういうことでもそれぞれ御指導な

いものでございますから、ちょっと現在の時点ではお答えしかねるということでございます。

○宮田委員 ガス漏れ警報器の技術開発もかなり

進んでおると思いますが、このたびの改正で、これが第二種器具に指定する意義はまことに大きい

と思ひます。

ところで、この警報器の普及状況と、消費者に對します啓蒙運動の実態をお聞かせ願いたいわ

けです。

○左近政府委員 ガス漏れ警報器の普及状況でござりますが、昭和五十一年六月現在の調査では、

大体普及率が全国で一二%ぐらいというふうに言われておりまして、最近いろいろこれは抜き取

りのアンケート調査等の推定でございますが、最近といいますか、要するにこの四月一日現在でど

うのくらゐ普及したかという試算でございますが、やつたものがござります。これによりますと、大

き一八%近くまで伸びておるだらうといふふうに言われております。

そこで、このガス漏れ警報器についてどういいます

が、やはりこのガスの事故防止に非常にいい役割を果たすといふふうな態度でござります。

が、やはりこのガス漏れ警報器と遮断装置を結びつけまして、ガス漏れを感知いたしまして自動的にガスが遮断されるといふふうな装置は、考え方としては非常にいい装置でございますが、現在は民

間の企業でいろいろ試作をしておる段階でございます。

それから、ガス漏れ警報器と遮断装置を結びつけまして、ガス漏れを感知いたしまして自動的にガスが遮断されるといふふうな装置は、考え方としては非常にいい装置でございますが、現在は民

間の企業でいろいろ試作をしておる段階でございます。

それから、お話をありましたふろ場といふふう

なわりあい湿気の多いところでは、警報器の何と

いいますか感知する部分と実際に判断をする警報

部品というものを分けて置く、つまり浴室の中には検知部分を置き、警報部分は外に置くといふ

ふうなシステムでやはり現在試作をしておりま

す。こういう点についても、確かにふろのガス中毒といふものはよくございますので、今後十分検討した上で普及を図りたいし、これについては高圧ガス保安協会を通じて技術指導等も図ってまい

りたいといふふうに考えております。

○宮田委員 LPGガス事故の推移については資料

が出ておるわけでございます。この原因と対策もあわせて出ておるわけでございますが、この事故

の死傷者、これは第三者は入ってないかどうか、もし第三者が入っておりましたならば、どういう割合になつておるかということをお聞きします。

○左近政府委員 死傷者の中には第三者の方の被害の分も入つております、たとえばこの三ヵ年平均の死者が六十人ということがあります、そのうち第三者は四人でございます。それから負傷者、これは五百九十八人となつておりますが、このうち第三者は百三十人ということになります。

○宮田委員 この法律の一番中心は、安全対策ということだと思います。本法案が改正されました以後、政府は、第三者の被害者救済対策の確立など、LPGの安定供給と安全を行政面でどう推進していくのか、このお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○左近政府委員 御指摘の第三者被害の救済ということは、従来制度的ななか充実しておられましたので、これについてはなるべく早く充実するということです。現在このLPGガス業者の賠償責任保険に第三者に対して見舞い金を出すという方法、あるいは被害を受けた第三者をさしあたり救済するための必要な資金を販売業者等から集めましてブルーをして、それによって救済を図るというような案とか、あるいはLPGガスの消費者が簡単に利用できる保険というようなものを整備するとか、そういうふうないろいろな面について検討しておりますし、ことしの秋までに具体的な対策を打ち出していきたいというふうに考えております。

○宮田委員 安全対策としては、この法律で相當な効果をおさめるということにしなければならぬと思うわけですが、並行して、いまおっしゃいました被害者に対する救済措置というのを行わなければならぬ。いまお聞きしておりますと、秋ごろというふうにおっしゃつておりましたけれども、やはり並行して行うべきじゃないかというふうに思っています。秋ごろということでなしに、ひ

とつ何とか急いでこの問題は確立すべきだと思いますから、もう一遍その点についての決意のほどをお伺いしたいと思います。

○左近政府委員 この問題につきましては、審議会でも御指摘がございましたが、これについては法理論、実態面、その他いろいろな面が錯綜しておりますので、実は解決が延びておったわけでござりますが、われわれとしても、この審議会の御答申をいただいて以降決してこの検討を怠つておつたわけではございませんで、いまも検討を続けております。したがいまして、目標は秋までかかるというふうに考えるわけでござりますけれども、われわれとしては極力急ぎまして、なるべく早く結論を出すように努力はいたしたいと思います。

○宮田委員 もう一つは、都市ガスとのLPGのシェア争いといいますか、紛争がよく起きておりますが、そういう問題について国会にもいろいろな陳情なり要請なりということでおいでになるわけでござりますが、最近の紛争の状態といいますか、紛争の形態といいますか、どういうものが多いか、皆さんの方で掌握されておりますならば、ひとつ御説明願いたいと思います。

○橋本(利)政府委員 一般的に申し上げまして、LPGから都市ガスに燃料転換する場合に発生するトラブルということになりますから、そういうところから、商権の侵害と申しますが、LPG業者からいたしますと、自分の得意先を失うというような立場からのトラブルが多いようございまして、私たち、それぞれの実態に即しまして具体的に話し合いの場を持つて調整をする、こ

ガスが一気にわっと入ってくる、こういうことでござりますね。そこで、その種の関係について何らか具体的な方法をお考えになつていただかない、非常に大きな紛争ということに発展をするのじゃないかというおそれも出てくるのじやないかと思います。

調整をするためにいろいろ配慮されておるということは聞いておりますが、何と申しますか、具体的にそれらについての処理の方法、極端に言いますとそれを解決するためのいろいろな資金という関係もございましょう。そうしませんと、実態としてこういうものがよく言われておるわけですが、ただ個人商店といいますか、個人経営の方々にとりましたら、この問題については相当苦痛を

思います。会社組織といふことになりますと、その面についての扱いというのは容易かと思いますが、ただ個人商店といいますか、個人経営の方々にとりましたら、この問題については相当苦痛を

思います。会社組織といふことになりますと、その面についての扱いというのは容易かと思いますが、ただ個人商店といいますか、個人経営の方々にとりましたら、この問題については相当苦痛を

思います。会社組織といふことになりますと、その面についての扱いというのは容易かと思いますが、ただ個人商店といいますか、個人経営の方々にとりましたら、この問題については相当苦痛を

思います。会社組織といふことになりますと、その面についての扱いというのは容易かと思いますが、ただ個人商店といいますか、個人経営の方々にとりましたら、この問題については相当苦痛を

思います。会社組織といふことになりますと、その面についての扱いというのは容易かと思いますが、ただ個人商店といいますか、個人経営の方々にとりましたら、この問題については相当苦痛を

思います。会社組織といふことになりますと、その面についての扱いというのは容易かと思いますが、ただ個人商店といいますか、個人経営の方々にとりましたら、この問題については相当苦痛を

た協議会を極力活用いたしまして、ただいま御指摘のようなケースについてもどう対処していくか、いろいろなことを検討していただきたい、かよう後に今後持つていくことと思つています。

○宮田委員 もう一つお伺いしたいのは、設備士の資格取得についてでございます。三年間の余裕

といたことで運用されるわけでござりますから、その面におきましては問題はないと思うわけですが、ただ個人商店といいますか、個人経営の方々にとりましたら、この問題については相当苦痛を

思います。会社組織といふことになりますと、その面についての扱いというのは容易かと思いますが、ただ個人商店といいますか、個人経営の方々にとりましたら、この問題については相当苦痛を

思います。会社組織といふことになりますと、その面についての扱いというのは容易かと思いますが、ただ個人商店といいますか、個人経営の方々にとりましたら、この問題については相当苦痛を

思います。会社組織といふことになりますと、その面についての扱いというのは容易かと思いますが、ただ個人商店といいますか、個人経営の方々にとりましたら、この問題については相当苦痛を

思います。会社組織といふことになりますと、その面についての扱いというのは容易かと思いますが、ただ個人商店といいますか、個人経営の方々にとりましたら、この問題については相当苦痛を

思います。会社組織といふことになりますと、その面についての扱いというのは容易かと思いますが、ただ個人商店といいますか、個人経営の方々にとりましたら、この問題については相当苦痛を

思います。会社組織といふことになりますと、その面についての扱いというのは容易かと思いますが、ただ個人商店といいますか、個人経営の方々にとりましたら、この問題については相当苦痛を

思います。会社組織といふことになりますと、その面についての扱いというのは容易かと思いますが、ただ個人商店といいますか、個人経営の方々にとりましたら、この問題については相当苦痛を

と、大変また問題が別な方面で発展するわけでござりますから、それはそのままにして、資格を持つた人を名義といいますか、それに絶えず見ていただくというような制度は考えられないものかどうか。

○左近政府委員 今度の設備士というのは、実際に配管工事をやる人がその資格を持たなければいけないという制度でございますので、一定の工事につきましてその人以外の人がやるというわけにはまいらないということでございます。やはり先ほどのような配慮で免状を取つてもらうか、あるいはそういう免状を持つておる設備士にその部分は工事をやつてもらうということしか道はないわけでございます。そういう点でございますので、主として免状の交付に当たつての配慮ということでのこの問題の解決を図つてまいりたいというふうに現在考えております。

○宮田委員 最後ですが、大臣せっかくお見えでございますので、要望をかねて御質問させていただきますが、この法案の趣旨が安全対策というこ

とでございまして、さつきもその質問をしたわけですが、早くこの確立をしなければならぬと思います。しかし、並行して被災者救済といふことについて、さつきも答弁の中でできるだけ早くその問題についての検討をし、結論を見出したいということございました。しかし、この問題は、できるならばこれと並行して、被災者対策の何らかの方法を確立すべきだというふうに思つておるわけでござりますので、そういう問題についての大体のお考えができるならば早くその問題についての措置をしていただきたいということをあわせて要望、御質問申し上げます。

○河本國務大臣 被災者の救済問題、なかなか重大な課題でございまして、できるだけ早く結論が出来るように検討を進めてまいりたいと思ひます。

○宮田委員 終わります。

○野呂委員長 以上で本案に対する質疑は終了いたしました。

○野呂委員長 これより討論に入るのあります  
が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

○野呂委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○野呂委員長 起立総員。よつて、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

来たすことがないよう十分指導するとともに、認定調査機関は、公益法人又は液化石油ガス販売事業者の参加する協同組合等となるよう指導すること。

三 液化石油ガスによる事故について、液化石油ガスの機器別等の適確な調査分析を行い、その結果をフィード・バックする体制の確立を図り、液化石油ガス機器の改善を促進するとともに、一般消費者等に不当な事故責任が課されることのないよう措置すること。

四 液化石油ガスによる災害における第三者の被害を救済するため、早急に液化石油ガス業者賠償責任保険における見舞金の内容の見直し、救済資金のブル制の導入、消費者本人と第三者の被害を救済する保険制度の創設等について検討し、その実現を図ること。

五 中小企業者が大半を占める液化石油ガス販売事業者の実態並びにその保安確保及び安定供給に果たす役割りの重要性にかんがみ、中小企業施策の活用等により経営基盤の強化を図る等その育成に努めるとともに、一般ガス事業者との競合については円滑な調整を行われるよう十分指導すること。

六 液化石油ガスに関する行政が一般ガス事業と異なる現状にかんがみ、一層機能的な行政を行うことができるよう機構、予算、人員等の充実強化を図り、液化石油ガスの保安の確保とその取引の適正化に関する行政を一體的に効果あらしめるよう努力すること。

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審議の経過及び案文によりまして御理解いただけられると存じますので、詳細の説明は省略いたします。

〔報告書は附録に掲載〕

○野呂委員長 内閣提出、石油開発公團法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○野呂委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり」

○野呂委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔本号末尾に掲載〕

○野呂委員長 内閣提出、石油開発公團法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提案理由の説明を聽取いたします。河本通商大臣。

石油開発公團法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○河本國務大臣 石油開発公團法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

○野呂委員長 お詫びいたします。

○河本國務大臣 ただいま御決議をいただきまして附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重いたしまして液化石油ガスの保安等に遺憾なきを期してまいる所存であります。

○野呂委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

○河本國務大臣 この際、附帯決議について政府から発言を求めておりますので、これを許します。河本通商大臣。

○河本國務大臣 ただいま御決議をいただきまして附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重いたしまして液化石油ガスの保安等に遺憾なきを期してまいる所存であります。

○野呂委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

○野呂委員長 お詫びいたします。

○野呂委員長 本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○野呂委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○野呂委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○野呂委員長 お詫びいたします。

○野呂委員長 本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○野呂委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○野呂委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○野呂委員長 お詫びいたします。

○野呂委員長 本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○野呂委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○野呂委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○野呂委員長 お詫びいたします。

○野呂委員長 本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○野呂委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○野呂委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○野呂委員長 お詫びいたします。

○野呂委員長 本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○野呂委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○野呂委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○野呂委員長 お詫びいたします。

○野呂委員長 本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○野呂委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○野呂委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○野呂委員長 お詫びいたします。

○野呂委員長 本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○野呂委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○野呂委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○野呂委員長 お詫びいたします。

○野呂委員長 本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○野呂委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○野呂委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○野呂委員長 お詫びいたします。

○野呂委員長 本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○野呂委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○野呂委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○野呂委員長 お詫びいたします。

○野呂委員長 本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○野呂委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○野呂委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○野呂委員長 お詫びいたします。

○野呂委員長 本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○野呂委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○野呂委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○野呂委員長 お詫びいたします。

○野呂委員長 本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○野呂委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○野呂委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○野呂委員長 お詫びいたします。

○野呂委員長 本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○野呂委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○野呂委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○野呂委員長 お詫びいたします。

○野呂委員長 本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○野呂委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○野呂委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○野呂委員長 お詫びいたします。

○野呂委員長 本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○野呂委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○野呂委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○野呂委員長 お詫びいたします。

○野呂委員長 本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○野呂委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○野呂委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○野呂委員長 お詫びいたします。

○野呂委員長 本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○野呂委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○野呂委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○野呂委員長 お詫びいたします。

○野呂委員長 本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○野呂委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○野呂委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○野呂委員長 お詫びいたします。

○野呂委員長 本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○野呂委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○野呂委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○野呂委員長 お詫びいたします。

○野呂委員長 本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○野呂委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○野呂委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○野呂委員長 お詫びいたします。

○野呂委員長 本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○野呂委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○野呂委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○野呂委員長 お詫びいたします。

○野呂委員長 本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○野呂委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○野呂委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○野呂委員長 お詫びいたします。

○野呂委員長 本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○野呂委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○野呂委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○野呂委員長 お詫びいたします。

○野呂委員長 本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○野呂委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○野呂委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○野呂委員長 お詫びいたします。

○野呂委員長 本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○野呂委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○野呂委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○野呂委員長 お詫びいたします。

○野呂委員長 本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○野呂委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○野呂委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○野呂委員長 お詫びいたします。

○野呂委員長 本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○野呂委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○野呂委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○野呂委員長 お詫びいたします。

○野呂委員長 本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○野呂委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○野呂委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○野呂委員長 お詫びいたします。

○野呂委員長 本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○野呂委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○野呂委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○野呂委員長 お詫びいたします。

○野呂委員長 本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○野呂委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○野呂委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○野呂委員長 お詫びいたします。

○野呂委員長 本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○野呂委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○野呂委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○野呂委員長 お詫びいたします。

&lt;p

わが国の第一次エネルギーの大宗を占める石油は申すまでもなく国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に欠くことのできないものであります。石油をめぐる国際情勢が流動的である今日、石油の安定的供給の確保は、石油資源を海外に大きく依存するわが国にとって解決を要する緊急の課題であります。このために備蓄の増強を推進していくことは、石油資源の開発促進と並んで、エネルギー政策の重要な柱であります。

石油備蓄については、現在石油備蓄法に基づき民間石油企業により昭和五十四年度末までに九日備蓄を達成するべくその計画を鋭意推進しているところであります。このたび、石油備蓄対策の重要性にかんがみ、この格段の拡充強化を図ることといたしました。このため、石油開発公団を石油公団とし、同公団がみずから石油の備蓄を行うこととする等同公団の備蓄関連業務の拡充強化を図るほか、石炭及び石油対策特別会計から石油備蓄対策等への補助を拡充することを主たる内容といたしまして、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に、法律案の要旨を御説明申し上げます。本法律案は、第一に石油開発公団法の一部改正、第二に石炭及び石油対策特別会計法の一部改正をその内容とするものであります。

まず、第一条は石油開発公団法の改正であります。同公団は、従来から石油及び可燃性天然ガス資源開発の中核的推進機関としての役割を果たしてまいりましたが、今回の改正で、石油備蓄の増強のための業務も開発業務と並ぶものとなる次第であります。

第二点は、同公団の業務に石油の備蓄をみずから行うことを追加するとともに、従来から石油開発公団法の附則業務として行ってまいりました民間石油企業に対する資金の貸し付け等石油備蓄増強のための助成業務を本則化し、同公団の主要な

業務の一つとすることであります。その他同公団がみずから行う石油の備蓄業務を円滑に遂行し得るよう所要の規定を設けることいたしております。

第二条は石炭及び石油対策特別会計法の改正であります。

第二点は、改正の内容の第一点は、石炭及び石油対策特別会計の石油勘定から石油公団がみずから行う備蓄に係る補助を行いうようになります。

これは同公団による備蓄について財政的な裏づけを行うものであります。

第二点は、同特別会計の石油勘定から石油貯蔵施設の設置の円滑化に資するため、石油貯蔵施設の周辺の地域における公共用の施設の整備に係る経費に充てるための補助を地方公共団体に対して交付し得るものとすることであります。これにより、石油貯蔵施設の立地についてより一層の理解と協力が得られることと期待しております。

第三点は、石油の安定的供給を図るために、石油の生産及び流通の合理化を図ることが重要であることにかんがみ、このために行う事業に對しても同特別会計石油勘定から補助し得るようになります。

第四点は、以上述べました石油対策の実施等に相当する金額を一般会計から同特別会計の石油勘定に繰り入れる規定を設けることとあります。

以上、この法律案の提出の理由及びその要旨を御説明申し上げました。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○野呂委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたしました。

次回は、明十九日水曜日、午前十時理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時三十九分散会

### 石油開発公団法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案

### 石油開発公団法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案

### （石油開発公団法の一部改正）

### （石油開発公団法（昭和四十二年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。）

### 題名を次のように改める。

### 石油公団法

### 目次中「第十九条・第二十条」を「第十九条・第二十条」に改める。

### 第一条中「石油開発公団」を「石油公団」に、「ことにより」を「ことにより」と改め、「促進し」の下に「並びに石油の備蓄及びこれに必要な資金の供給を行うことにより石油の備蓄の増強を推進し」を加える。

### 第二条及び第六条中「石油開発公団」を「石油公団」に改める。

### 第十九条第一項中第九号を第十二号とし、第八号を第十一号とし、第七号の次に次の三号を加える。

### 八 石油の備蓄を行うこと。

### 九 石油の備蓄の増強に必要な資金（石油の購入に必要な資金に限る。）の貸付けを行うこと。

### 八 石油の備蓄を行うこと。

### 九 石油の備蓄の増強に必要な資金（石油の購入に必要な資金に限る。）の貸付けを行うこと。

### 十 石油の備蓄の増強に必要な施設の設置

### （二以上の石油精製業者その他の通商産業省令で定める者の出資に係る法人が行うものに限る。）に必要な資金の出資及び貸付けを行うこと。

### 第十九条第二項中「前項第九号」を「前項第十二号」に改め、同条の次に次の二条を加える。

### （出資等）

### 第十九条の二 公団は、通商産業大臣の認可を受けて、前条第一項第八号の業務と密接に関連する事業であつて政令で定めるものに必要な資金の出資又は貸付けを行うことができ

### る。

### 第十九条の三 公団は、通商産業大臣の認可を受けて、前条第一項第八号の業務と密接に関連する事業であつて政令で定めるものに必要な資金の出資又は貸付けを行うことができる。

### （石炭及び石油対策特別会計法の一部改正）

### （石油開発公団法（昭和四十二年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。）

### 題名を次のように改める。

### 石油開発公団法

### 第十九条の三 公団は、通商産業大臣の認可を受けて、金融機関に対し、第十九条第一項第九号の業務の一部を委託することができる。

### 2 前項の規定による通商産業大臣の認可があつた場合においては、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を委託することができる。

### 3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関（以下「受託金融機関」という。）の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

### 第二十五条の見出し及び同条第一項中「石油開発債券」を「石油債券」に改める。

### 第三十三条第一項中「公団」の下に「若しくは受託金融機関」を加え、「事務所」の下に「その他の事業所」を加え、同項に次のただし書きを加える。

### ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

### 第三十五条第一号中「第十九条第二項」の下に「、第十九条の二、第十九条の三第一項」を加え、同条第二号中「第十九条第一項第七号」の下に「若しくは第十号」を加える。

### 第三十七条第一項中「公団」の下に「又は受託金融機関」を加え、「三万円」を「十万円」に改める。

### 第三十八条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「、附則第九条の二第一項、附則第九条の三第一項及び附則第九条の四第一項」を「及び附則第九条の二第一項」に改める。

### 第三十九条中「石油開発公団」を「石油公団」に、「一万円」を「五万円」に改める。

### 附則第九条の二及び附則第九条の三を削り、

### 第三十九条の四を附則第九条の二とする。

### （石炭及び石油対策特別会計法の一部改正）

### （石油開発公団法（昭和四十二年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。）

### 題名を次のように改める。

### 石油開発公団法

### 第十九条の三「流通」を「生産及び流通」

に、「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「石油開発公団」を「石油公団」に改め、同項第三号中「石油開発公団法」を「石油公団法」に改め、「附則第九条の二」を「第十九条第一項第八号又は第九号」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「國るための調査」を「國るために行う事業」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 石油貯蔵施設の設置の円滑化に資するため予算の範囲内において行う石油貯蔵施設の周辺の地域における公共用の施設の整備に係る経費に充てるための地方公共団体に対する補助で政令で定めるもの。

第三条の二第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「石油開発公団法」を「石油公団法」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第四条の二の規定による一般会計からの繰入金

第三条の二第二項第二号中「第四号」を「第五号」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

(一般会計からの繰入れ)

第四条の二 政府は、石油対策に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、当該年度の石油税の収入額及び当該年度の前年度以前の各年度の石油税の収入額の決算額(当該年度の前年度については、予算額。以下この条において同じ。)を合算した額から当該年度の前年度以前の各年度の一般会計から石油勘定への繰入金の決算額を合算した額を控除した額に相当する金額を、予算で定めるところにより、一般会計から石油勘定に繰り入れるものとする。ただし、当該年度における石油対策に要する費用に照らしてその金額の一部につき繰り入れる必要がないと認められるときは、当該年度においては、当該一部の金額につき繰り入れないことができる。

(施行期日等)	
第一条 この法律は、公布の日から施行し、第二条 石油開発公団は、この法律の施行の時に	石油開発公団法の改正に伴う経過措置
第三条 会計法の規定は、昭和五十三年度の予算から適用する。	石油開発公団による改正後の石炭及び石油対策特別会計法の規定による改正後の石炭及び石油対策特別会計法の規定による改正後の石油開発公団法第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。
第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	石油開発公団法の一部改正
第五条 石油備蓄法(昭和五十年法律第九十六号)の下に「及び石油公団」を加え、同条第五項中の「石油販売業者であるもの」の下に「及び石油公団」を加える。	石油備蓄法の一部改正
第六条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のよう改正する。	第六条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)
別表第一第一号の表中石油開発公団の項を次のように改める。	別表第一第一号の表中石油開発公団の項を次のように改める。
第七条 法人税法(昭和四十二年法律第六号)の一部を次のよう改正する。	第七条 法人税法(昭和四十二年法律第六号)
第七十三条の四第一項第二号中「石油開発公団」を「石油公団」に改める。	第七十三条の四第一項第二号中「石油開発公団」を「石油公団」に改める。
第八条 石油公団法(昭和四十二年法律第九十九号)の一部を次のよう改正する。	第八条 石油公団法(昭和四十二年法律第九十九号)

の一部を次のように改正する。  
別表第一中石油開発公団の項を次のように改める。

石油公団	石油公団法(昭和四十二年法律第九十九号)
十六 石油公団	石油公団法(昭和四十二年法律第九十九号)

石油の安定的な供給の確保の重要性にかんがみ、石油開発公団を「石油公団」とし、同公団が自ら石油の備蓄を行うこととする等同公団の備蓄関連業務の拡充強化を図り、石炭及び石油対策特別会計の石油勘定の經理の対象として同公団の備蓄業務に係る補助、備蓄施設の周辺地域における公共の施設の整備に係る補助等を追加し、更に、これらの措置の実施等のため必要な財源につき一般会計から同勘定への繰入れの措置を講じ、これら等を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一百三十六条の二第一項第二号中「石油開発公団」を「石油公団」に改める。

(施行期日等)	
第一条 この法律は、公布の日から施行し、第二条 石油開発公団は、この法律の施行の時に	石油開発公団による改正後の石炭及び石油対策特別会計法の規定による改正後の石油開発公団法の規定による改正後の石油開発公団法第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。
第三条 会計法の規定は、昭和五十三年度の予算から適用する。	石油開発公団法の一部改正
第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	石油開発公団法の一部改正
第五条 石油備蓄法(昭和五十年法律第九十六号)の下に「及び石油公団」を加え、同条第五項中の「石油販売業者であるもの」の下に「及び石油公団」を加える。	石油備蓄法の一部改正
第六条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のよう改正する。	第六条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)
別表第一第一号の表中石油開発公団の項を次のように改める。	別表第一第一号の表中石油開発公団の項を次のように改める。
第七条 法人税法(昭和四十二年法律第六号)の一部を次のよう改正する。	第七条 法人税法(昭和四十二年法律第六号)
第七十三条の四第一項第二号中「石油開発公団」を「石油公団」に改める。	第七十三条の四第一項第二号中「石油開発公団」を「石油公団」に改める。
第八条 石油公団法(昭和四十二年法律第九十九号)の一部を次のよう改正する。	第八条 石油公団法(昭和四十二年法律第九十九号)

石油公団	石油公団法(昭和四十二年法律第九十九号)	理由
十六 石油公団	石油公団法(昭和四十二年法律第九十九号)	石油の安定的な供給の確保の重要性にかんがみ、石油開発公団を「石油公団」とし、同公団が自ら石油の備蓄を行うこととする等同公団の備蓄関連業務の拡充強化を図り、石炭及び石油対策特別会計の石油勘定の經理の対象として同公団の備蓄業務に係る補助、備蓄施設の周辺地域における公共の施設の整備に係る補助等を追加し、更に、これらの措置の実施等のため必要な財源につき一般会計から同勘定への繰入れの措置を講じ、これら等を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
十六 石油開発公団	石油開発公団法(昭和四十二年法律第九十九号)	石油の安定的な供給の確保の確保の重要性にかんがみ、石油開発公団を「石油公団」とし、同公団が自ら石油の備蓄を行うこととする等同公団の備蓄関連業務の拡充強化を図り、石炭及び石油対策特別会計の石油勘定の經理の対象として同公団の備蓄業務に係る補助、備蓄施設の周辺地域における公共の施設の整備に係る補助等を追加し、更に、これらの措置の実施等のため必要な財源につき一般会計から同勘定への繰入れの措置を講じ、これら等を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
十六 石油開発公団	石油開発公団法(昭和四十二年法律第九十九号)	石油の安定的な供給の確保の重要性にかんがみ、石油開発公団を「石油公団」とし、同公団が自ら石油の備蓄を行うこととする等同公団の備蓄関連業務の拡充強化を図り、石炭及び石油対策特別会計の石油勘定の經理の対象として同公団の備蓄業務に係る補助、備蓄施設の周辺地域における公共の施設の整備に係る補助等を追加し、更に、これらの措置の実施等のため必要な財源につき一般会計から同勘定への繰入れの措置を講じ、これら等を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
十六 石油開発公団	石油開発公団法(昭和四十二年法律第九十九号)	石油の安定的な供給の確保の重要性にかんがみ、石油開発公団を「石油公団」とし、同公団が自ら石油の備蓄を行うこととする等同公団の備蓄関連業務の拡充強化を図り、石炭及び石油対策特別会計の石油勘定の經理の対象として同公団の備蓄業務に係る補助、備蓄施設の周辺地域における公共の施設の整備に係る補助等を追加し、更に、これらの措置の実施等のため必要な財源につき一般会計から同勘定への繰入れの措置を講じ、これら等を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十三年五月六日印刷

昭和五十三年五月八日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

W